

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成27年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月24日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案22件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査及び財政支援団体監査の結果について報告がありました。
内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回の定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきまして、誠にあり

がとうございます。

また、常日ごろは、議員の皆様方にも大変な御指導いただいておりますことを、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思っております。

きょうは、実は、傍聴席に千葉県の淑徳大学、川根本町の行革の委員長をやっていただいております先生のゼミの皆さんがきのう、きょうと1泊2日でお見えになり、この川根本町の魅力を全国に発信するというようなことで来ていただいております。大変この町を好きになっていただくということも必要かなという思いでございます。

また、なお11月には、私もその大学へ行きまして、シンポジウムに参加をしたと経緯があるものですから、何人かの皆さんは存じ上げておりますけれども、そのようなことで傍聴をしていただいております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2月24日全員協議会以降の行政報告をさせていただきます。

25日には県立総合病院へ行ってまいりました。これは、来年度からのいやしの里の関係の先生のお願ひということで、院長以下、快くお引き受けをいただき、今までどおりの対応をしていただくということになっております。

なお、上長尾診療所の関係も、油谷先生が不在になるのが4月1日以降ということもあったものですから、それらも絡めましてお願ひをしてきたということでございますけれども、上長尾診療所の件につきましては、まだ広報でいろいろな募集もかけております。そのような絡みもあるものですから、今ここで具体的に申し上げることはできませんけれども、榛原郡の医師会等々も含めて対応をお願いしているというのが現況でございます。いやしの里につきましては、今までどおりの対応をお願いしたということで確認をしてまいりました。

この日には、静岡市で国保連合会の通常総会がございまして、出席をしております。

27日ですが、なかちほ会を開催しております。また、入札を行っております。

28日ですが、四季の会、地元にある民間の団体でございますけれども、未来塾がありまして、そこへ大阪副知事並びに健康増進課の土屋課長がお見えになったということで、その席へ参加をさせていただきます。最後には私のほうから要望になりましたけれども、お願ひをしたということが何件かございます。議員の皆さんも何人か出席しておったものですから、その場で要望等を私もしたというのが28日です。

3月1日ですが、川根高校の卒業式、今年の卒業生は48名ということでございました。卒業式に出席をしております。

この日のお昼から島田市のほうで、元議員、市川昌美さんの葬儀がありまして参列をしてまいりました。

3月2日ですが、自衛隊の入隊の激励式がございました。これに出席をしたわけでございますけれども、川根高校から今年2人の方が入隊をしたということで激励会をいたしました。48人卒業したということで、大変な率で自衛隊へ2人の方が入隊したということでございます。

それから、昨日ですが、きょうの新聞に載っておりますけれども、来年度の当初予算の記者発表ということで発表をさせていただきました。きょう、これは御審議いただくわけでございますけれども、前日にこのような記者発表ということが恒例ということで、対応をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森照信君、10番、鈴木多津枝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 議案第9号 川根本町保育所条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第9号、川根本町保育所条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第3、議案第9号でございます。川根本町保育所条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案1ページから4ページをごらんください。

平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度により、保育所への入所の手続や

入所資格を定める必要があるため、今回保育所条例を全面改正したく提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして、2点質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、第1条で必要とする保育を行うために川根本町保育所を設置するとし、第2条の保育所の名称、1、定員の表、2、地名保育園も定員20人と書いてあり、地元からも休園ではなくて再開を求める声が強いものです。町長も、昨年7月に保育所運営委員会へ休園中である地名保育園の有効活用についての諮問をされましたが、第3回運営委員会でも再開反対5、賛成2だったことを受けて、2月13日の第4回運営委員会で児童人口の推移を踏まえて、現在は保育所としての再開は難しいと考えるが、地名地区には若者定住住宅があり、子育てしやすい環境をつくるためには、町は平成27年度から実施される子ども・子育て新制度に積極的に取り組む上で、子育て支援施設などの整備が重要だと考えるという答申を出す決定をしました。

町長は、今度国が創設した子ども・子育て支援新制度の趣旨に照らして、地元から再開を求める強い要望と町の施策の整合性をどう考えておられるのか伺います。

2点目です。第9条で、保護者は、規則で定める保育料を納付しなければならないとしていますが、当町は、階層区分の保育料を国の基準より大幅に低くして負担を軽減しており、これからも同様に低く決めることができるのか伺います。

また、私立の聖母保育園も、これまで町立保育園と同じ保育料を町が徴収してきましたが、新制度でもこの方法は変わらないのか伺います。

また、保育標準時間は最大10時間で、保育短時間は最大8時間としていますが、さきの保育所運営委員会では、標準時間認定は26年度と同額で、短時間認定ではやや保育料が下がる案が出され、承認されました。保育短時間では、8時間を超過すると1日につき50円加算するとされていますが、当町では短時間のほうに当たる人が多いと思われそうですが、時間超過の場合は事前の契約となるのか、その都度の日割りとなるのか伺います。

また、階層区分は所得税額で決められますが、平成22年の税制改革で年少扶養控除及び特定扶養控除が廃止されたとき、連動して保育料が上がるのを防ぐために、国は廃止前の旧税額で階層認定を行うことと通知を出していますが、新制度では、旧税額に再算定するのをやめて、控除廃止後の税額で階層認定を行う趣旨だと聞いています。しかし、これに対しても、これでは在園児の場合、保育料が上がったという感じになることを避けるために、市町村に経過措置として、在園児は現行同様旧税額で階層認定を行い、新入園児から扶養控除廃止後の階層認定とするよう指示すると聞いていますが、当町はどうなるのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 最初の委員会の決定について答弁をさせていただきます。

私、以前、地名地区が若者定住対象を含めその効果が出て、子供が増えているというようなことを申し上げ、モデル地区にできないかなという思いがあるということを申し上げました。しかし、その後の保育所運営委員会におきまして、将来の見込みが立たないというような結論のもとで、このような答申をいただいたということで、それに従わざるを得ないということです。当然ながら、今後、子供の数が増えれば、対応として保育所運営委員会の皆さんにもそのような趣旨を申し上げて対応していただくということが必要というふうに思っておりますけれども、今現在の委員会の結論がこのような形になったものですから、今のところ、残念ながらこのような結果になったということだけお知らせをしたいというふうに思います。その他につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の保育所条例、地名保育園の再開でございますけれども、町長の答弁にもございましたとおり、保育所運営委員会、本年度5回開催をさせていただきますして、委員の皆様には慎重な御審議をいただきました。その結果、地名保育園の再開は難しいというお答えをいただきました。その根拠といたしましても、現在当町においては保育所の待機児童がないこと、また人口の将来予測によると、未就学児童数もこれから減少していくことなどがあると思います。鈴木議員御質問の子ども・子育て支援新制度により、子育て支援の充実策として、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブなどが挙げられています。また、現在町で取り組んでいる妊婦健康診査やこども医療費助成制度、予防接種費用助成なども子育て支援の施策であると思います。子ども・子育て支援新制度により、どのような子ども・子育て支援がふさわしいのか、これからも検討は進めてまいります。現在の施策によっても子育て支援には取り組んでおり、子ども・子育て支援新制度の趣旨に反しているとは考えてございません。

2点目の質問でございます。

保育園の保育料については、毎年国の示す金額をもとに保育所運営委員会で協議いただいで決定しているものでございます。これからも国が定めた金額を上限として、町において保育所運営委員会等に諮って決定していきたいというふうに考えております。

次に、私立の聖母保育園ですが、児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、新制度でもこの方法は変わりません。

次に、短時間利用者の超過時間ですが、超過1日について50円を月の実績により徴収するものです。この保育時間は通勤時間等も考慮されるので、4月からの保育園入所者のうち、標準時間認定者が89名、短時間の認定者が45名となっています。

次に、保育料の階層認定ですが、経過措置として、在園児については旧税額を採用するこ

ともできますが、当町においては、国の示す上限額の約6割程度と低い料金を設定していること、経過措置を設けると、同じ所得でも在園児と新入園児では保育料の差が出る可能性のあること、課税額による階層区分によって、階層区分が上がると見込まれる人が11名、下がると見込まれる人が12名と、下がる見込みの人数が多いことなどから、経過措置はとらず、所得割課税額にて階層区分を設定をいたしたいというふうに考えております。

以上、御質問にお答えいたしました。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。

町長の答弁、とても心にしみました。本当に、私も保育所運営委員会の委員として議論をさせていただきました。出された諮問に対して、とても町長の思いが最初からこもっているというふうに感じながら議論をしてきました。でも、残念ながら、本当に町長もおっしゃるように、残念ながら5対2で再開反対のほうが5ということで、そういう答申が出されたわけですけれども、町長が、そういう子供が増えて状況が変われば再諮問もあり得るというお答えをしてくださりましたので、もう一度この地名の状況について少しお話ししながら、もう一度その点を問わせていただきたいと思います。

委員会では、本当に2時間ぐらいの委員会で計3回議論をしたんですけれども、十分な議論がなされたというふうには、私はとても思えませんでした。それでも答申の中には、再開は困難な状況ではあるけれども、新子育て支援制度も委員会でも担当のほうから説明いただきましたし、勉強しましたので、その新制度を踏まえて子育て支援施設の整備、有効活用を求めるという文がつけられたということは、私は本当に一縷の望みを抱いているものです。それで、その文に対してもいろいろ協議もしましたけれども、全員一致で記載がされました。最も有効な活用方法というのと、私は、お母さん方の要望に応じて身近にある保育園を再開する以外にないと、もうずっと休園になったときから、地名に若者定住促進住宅が建てられる計画が上がったときから、地名保育園の休園には反対、再開すべきだという声を上げてきたんですけれども、今乳児の入所が増えています、3歳未満児、乳児の入所が増えています。三ツ星保育園は平成24年が48人、25年が49人、現在64人と、これは園児の総数ですけれども、増え続けていて、結局地名保育園が休園になってから三ツ星保育園へ行かれるお子様がずっと増えています。確かに、定員は70名になっていますので、定員オーバーではありませんけれども、でも建物は徳山聖母保育園とほとんど同じぐらいで、徳山聖母保育園は三十五、六人ぐらい、かつては60人あったんですけれども、今は30人に定員を縮めています。そういう中で、三ツ星保育園は園児がいるということで定員を減らしていない、園児一人当たりの保育室とかの面積とかでは、定員を減らす必要はないという判断だと思いますけれども、3歳未満児の入園が増えて、お昼寝のスペースもとれないという話も聞いています。町長の耳にももしかしたら入っているかもしれません。委員会に出された昨年10月1日現在の三ツ星保育園の3歳未満児は23人もいました。もし、地名保育園が再開されればという仮定の試算も

担当の職員がしてくださいまして、それによると、3歳未満児が23人のうち7人が地名へ移り、三ツ星保育園は16人となり、それから園児数も三ツ星が64人から43人へ、地名には21人が入るということで、ちょうどよい配置になるという推計、試算といえますか、表も出されました。

内閣府、文部省、厚生労働省が連名で出した新制度説明書「すくすくジャパン！」、これですね、皆さんいただいたと思いますけれども「すくすくジャパン！」、これに基づいて私たちは説明をいただいたんですけれども、この1ページにも、全ての子供たちが笑顔で成長していくために全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために子ども・子育て支援新制度がスタートしますと、まず最初のページに大きく書かれています。

○議長（中田隆幸君） 質疑を簡潔に。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、状況をわかっていたきたくて話をしています。

議会でも、昨年9月議会で新制度開始に伴う条例制定を第1常任委員会で真剣にかつ熱心に審査を行い、全員賛成でこの新制度に伴う条例改正を本会議でも可決しました。新制度には、待機児童が多い都会では、保育水準の低下や企業参入を狙うものなどという反対意見も多いですけれども、当町では待機児童の問題もなく、むしろ子供が減ってきている地域の子育てもしっかり支援するとした地域型保育の理念、これも「すくすくジャパン！」にも書かれています。理念、あるいは定員16人から19人の小規模保育園で、家庭的保育園に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うとしており、地名保育園がぴったりと感じるものです。そして、今回提案された保育所条例にも、地名保育園定員20人と記載されています。このことに、私は本当に町長の温かい姿勢といえますか、考えを大いに感じるものですが、27年度から5年間で1期として策定が義務づけられている子ども・子育て支援事業計画にも有効活用を定めることだと、地名保育園の有効活用について定めるとは思いますけれども、児童福祉法第56条の4の2でも、市町村は、保育を必要とする乳児、幼児に対し必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画、つまり、市町村整備計画を作成することができると規定しており、56条4の2の②には、国は実施について予算の範囲内で交付金を交付することができることも規定しています。当町が本気で子供を増やす考えなら、地名保育園再開も新制度の立場を踏まえて交付金も、申請すればいただけるかもしれない。そういう中で、前向きに大いに検討すべきだと思いますけれども、子供が今以上に増えるのを待つというのではなくて、今の時点でもう要望が上がっている三ツ星保育園は満員状態だ、乳児の環境は本当にそんなにいい環境ではない、これを解決するために、私は地名保育園の再開を、もう一度委員会に諮問していただきたいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。質疑はなるべく簡素化してください。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 思いは全然違います。同じ思いで対応をしているということでござ

います。

そういう中で大事なことは、委員会というもののやはり経緯というものを非常に大事にしなければいけない、当然のことです。その結論が出た中で、今すぐどうのこうのということ、私のほうからは言えませんけれども、当然ながら子ども・子育て大変重要、この町の将来の宝であるということも存じておるもんですから、その辺も含めて、やはり若者定住の関係の年齢制限等も含めたりしながら、下げるということですが、それで回転をよくするというのもあろうかと思えますし、また、新しい住宅をつくる場合の補助制度等々も当然ながら考えていく。それが若い御夫婦の方が住んでいただけるということになるということも含めて、保育所の運営だけでなく、やはり将来的なことも少し検討を特別にしなければいけないのかなという思いがあります。今、言われたことは考え方は同じなんです、今現在、やるかやらないかという話には、私のほうからは今現在は言えない、思いは同じです。よろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町保育所条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町保育所条例の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 4 議案第10号 川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎日程第 5 議案第 11号 川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について

◎日程第 6 議案第 12号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14条に規定する経過措置に関する条例の制定について

◎日程第 12 議案第 18号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第10号、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから、日程第6、議案第12号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について及び日程第12、議案第18号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号及び議案第18号を一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 4つの議案を一括して説明をさせていただきます。

議案第10号です。川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案5ページから6ページをごらんください。

地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に基づき、これまでの厚生労働省令によって全国一律に定められていた介護予防支援事業等の事業の人員基準や運営基準等について、市町村の条例で定めることとなりました。

町では今回の法改正を受けて、川根本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第11号です。川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に基づき、これまで厚生労働省令によって全国一律に定めていた地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準について、市町村の条例で定めることとされました。

町では今回の法改正を受け、川根本町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第12号です。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案8ページをごらんください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成27年4月1日に施行されるに当たり、経過措置により町で実施することになる地域支援事業について、条例で定めることにより実施を延期することができます。事業が円滑に実施できるよう準備期間を設け、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業について平成28年4月1日から、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業については平成30年4月1日から実施したく、今回条例の制定について御提案をするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第18号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明をさせていただきます。

議案の22ページから23ページをごらんください。なお、参考に新旧条文対照表24ページから27ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画の介護給付費等対象サービス見込み量に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるために、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第10号から議案第12号及び議案第18号について総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これは新たな条例の制定もありますので、私が所属する第1常任委員会に付託されるということが議運、全協で決まっていますので、総括的質疑ということが議長から求められまし

た。

そうなるが一番気になるのは、全協でも説明があった27年度から3年間の介護保険料が基準額で月1,280円も値上がりするという、本当に近隣でも、県内でもないような、調べていないからわかりませんが、島田市で500円ぐらいということを知りましたので、大きな値上げが予定されているということになるわけです。私は国保税に関しても値上げしないようにということで、一般会計からの法定外繰り入れを求めてきましたけれども、介護保険料についても、やはり介護を受けなければ困る人たちは自由に介護が受けられるように、自由ということか、安心して介護が受けられるように、いろいろな制度も施設も整備をしていかなければならない、今回もそうだと思うんですけども、そういうことで、今度は介護保険料が給付費が上がって保険料が値上げになる。この本当にらせん状の状況を断ち切って、高齢化率が高い、40%を超えるこの町で、年金暮らし、年金だけが頼りの高齢者が多いこの町で、やはり安心して老後を過ごせるようにするには、町のお金、一般会計をここに介護保険料に充てて、繰り入れに充てて、必要な介護は安心して受けていいんだよというふうにしていく必要があると私は考えるんですけども、町長はこの一般会計からの繰り入れについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 詳細な金額等については、担当のほうから説明をさせていただきますけれども、実は待機者が70人ということは皆さん御存じだと思います。それで、もう一つ非常に気になっているのは、町外の施設、いわゆる老健とか介護の施設等へ入っている方が、老健は54人、それから、一般のといいましょうか、特養へ入っている方が50人、両方を合わせますと、待機者を含めると170人以上が、この町の当面関係する皆さんであるということ、数字的に把握をいたしました。そのようなときに、ここに施設があれば、家族の皆さん等も当然ながら通えるというようなこともありますけれども、私実は、1月に100歳のお祝いで町からの品物を持っていきました。そうしましたら、お二方ともに100歳2人だったんですが、私の知っている方でした。それで、頭もしっかりしているし、記憶もはっきりしていると、言葉もはっきりしているというお二人でありましたけれども、その方お二人ともに、私に会うなり、町長とは言いませんでしたけれども、「敏ちゃん、寂しいよ」という言葉を実は聞きました。それはどういうことかということ、周りは全部知らない人ばかり、また、親戚縁者の皆さんも、なかなか見舞いには遠くて来られないという状況があることも痛感いたしました。やはりそういう皆さんが今後多分増えてくるだろうという中で、当然ながら、地元でそのような施設が新しくできないかなということを実は感じました。

そのような折に、具体的に言いますと、恒仁会のあかいしの郷ですが、そこで個人的にも増床してもいいというようなお話を承りました。そのことも含めて、やはり早く対応するならばのほうがいいということも言われまして、それを少し計算に入れましたら、介護保険料が上がるということの結果になるわけです。これは非常に難しく、どちらがいいとか悪い

とかいう話じゃなくて、施設というのは町営の施設ではありませんけれども、できることは支援しながらやっていただくことが必要ではないか、以前今の恒仁会のあかいしの郷がこちらへ来るときも、当時中川根町長は上野虎徹さんでしたけれども、なかなかこちらへ来る法人がなかったという経緯があります。私も、実は当時30件ほどの法人を回りましたけれども、いい返事をするのはほとんどなかった。これはやはり人口減少ということが当時からあって、今はピークだけれども、だんだん減ってくるという中で、商売といいましょうか、企業として営業的には非常に難しいということを第1の理由で断られたということがありまして、やはりせっかくここでやっていただいて、それで増床してもいいよという中では、当然ながらできること、これは用地の関係だけになると思いますけれども、その辺を含めても対応することが、将来の川根本町の高齢化対策になるのではないかという判断をして、今まだ地主とも具体的に話はまだしていないものですから、結果的にはわかりませんが、用地等ができれば、そういう方向で進めたいという思いがあって、このような増額の金額が出たということだけはお知らせをしておきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、これまでも答弁で何回かお答えさせていただきましたけれども、介護保険の給付につきましては、国・県・町のそれぞれ負担割合、並びに皆様からお納めいただく保険料でこの介護保険が成り立っているということでございます。

町としましては、次期の計画では確かに5,600円という金額が示されております。この金額が上がったということについては残念に思っておりますけれども、担当課といたしましては、これまでどおり介護予防に努めてまいりたいと思います。地域包括支援センターを中心としまして、様々な介護予防事業にただいま取り組んでおります。そういう介護予防事業に取り組むことによって、現在県内一であるお達者度をこれからも維持して行って、お元気な高齢者がたくさんいる町というものを目指して行って、結果的に介護保険料の上昇を抑えていくというふうな施策をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私が先ほど質疑で申し上げたのは、介護が安心して受けられる、そういう状況をこの町につくるというのはとても大事なことだと思っています。そして、今回の町長の早いほうがいいだろうという判断も、本当にうれしいと思っています。大いに支持します。だけど、だから保険料が上がる、それは当然です、国の制度から言えば、利用者が増えるんだから。だからこそ一般会計、町みんなの会計の中から上がる分を、例えば低所得者の部分は軽減できるような措置、段階をもっと多くするとか何か、あるいは単に一般会計からの法定外繰り入れというのを国保のようにやることを検討するという、そういうお考えがないのでしょうか。そうしないと、介護を受ける人が増えていけば安心して暮らせる

町にしようとしていけば、どんどんもう年金は皆さん増えないんですよ、増えないどころか国の制度で減らされているんですよ。その年金だけが頼りで、月何万円かの年金、平均で7万円ぐらいと前に聞きましたけれども、月額、そういう年金だけで暮らさなければならない高齢者が安心して、町長が言われる高齢者の目が輝くまちづくりをするには、私はもう大きな一般会計の中からの繰り入れも検討すべきではないか、そういうことが必要ではないかということをお聞きしたんです。そういうお考えがありませんかということをお聞きしました。介護サービスを充実させなければいけないということは、大いに賛成です。後のことは、これから第1常任委員会で審議をしていきますので、また、詳しい審査がされると思いますけれども、ぜひこの一般会計の繰り入れに関して、考えをもう一步広げていただけないかなというお願いといたしますか、そのことについて御答弁をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この立地的に言いまして、当然ながら出入りにも大変お金がかかるというようなことが実際問題あります。先ほど申し上げたお二人の皆さんの家族も、片方は仕事の関係でその現場におりませんでした。それが、寂しいという言葉につながったかもしれないけれども、そのように出入りも非常にかかるということで、当然ながらできるものは施設は近いほうがいいではないかという思いが一つあるということをお理解いただきたい。これは多分多くの皆さんが将来的に見ても、利用する場合には、お金は入所のお金だけでなく、出入りの金が少なくて済むだろうという思いがあるものですから、無理してでも何とかお願いをしていきたいと思えます。

それに、一般会計からの繰り入れ、これについては大変大きな問題ですので、検討課題ということで御理解をいただきたい、そのような方向性も検討する必要はあるというふうに考えておりますので、十分な検討をしながら対応をするということが必要というふうに思っております。施設の面については、そのような気持ちがあったものですから、早いほうがいいという思いで対応しているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第12号及び議案第18号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号及び議案第18号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第7 議案第13号 川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第13号、川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることになりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正のポイントとしては、まず、教育長を教育委員会の主宰者・代表者とすることにより、公立学校の管理を中心とする教育行政の責任者としての教育長の立場を、一般的にわかりやすい形で明確化したことが挙げられます。

また、地方教育行政における首長の責任も、より明確になっています。すなわち、教育長の任免は、首長が議会の同意を得て直接行うこと、教育行政の大綱を首長が教育委員会と協議して定めること、首長が教育委員会と協議・調整を行う場として、首長が主宰する総合教育会議を必置したことが主な柱です。

議案第13号から第15号までの条例の制定、改正は、上記の法律の改正を受け、行うものであります。

本条例についての提案理由を説明をさせていただきます。

今回の改正により、新教育長は議会の同意を得て選任されることから、地方公務員法上の特別職となるため、教育公務員特例法第16条は削除されますが、具体的な事務執行を行うこと等、その職責に鑑み、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課せられることとなっております。

このため、教育長の具体的な勤務時間を特定しなければ、具体的に職務に専念すべき時間が明確にならないため、勤務時間を特定する必要があるため定めるものであります。

よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質疑を行います。

議案第13号、14号、15号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例の制定ということで、質問も一括質疑ではありませんでしたけれども、求められませんでしたけれども、同じ趣旨で、代表して質問をさせていただきます。

この法律の改正の趣旨は、先ほど町長が提案理由の説明の中で言われましたけれども、教育の政治的中立性や継続性、安定性などというふうなことが書かれていますけれども、私はとてもそういうふうには思えませんで、教育委員長と教育長を一本化して新教育長として、今まで教育委員会の委員の互選で決めていた教育長を、首長が議会の同意を得て直接任命、罷免するということや、首長主導の総合教育会議を設けて、国が直接教育委員会に指示できるようにするなど、首長や国の教育行政への権限強化を図る内容ではないかと思うものです。首長の姿勢や国の姿勢に教育が左右されかねず、教育の政治的中立性や継続性、安定性が大きく心配されることから、全国的にもこの法律に対して反対の声も大きいものですが、この点について、町長、教育長はどのように考えておられるのか、また、こういう心配は起きないよという歯どめが当町にあるのかどうかを伺います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、提案理由にもありましたように、このたびの地方教育行政の組織及び運用に関する一部を改正する法律、いわゆる地方教育行政法の一部を改正する法律ですけれども、これは先ほど言いましたように、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ責任の明確化、民意の反映という教育委員会制度の課題を解決するために行われたものでありますと、私は理解しております。そのために、教育委員会は従前のように執行機関として残したこと、教育長を教育委員会の構成員とし、その代表としていること、また、民意を代表する首長との連携を図るために教育総合会議が設置されたことが考えられます。御質問の具体的内容がわからなかったので、次のようにお答えさせていただきます。

教育長の任命については、先ほどもありましたように、議会の同意というチェック機能をかけている点と同時に、罷免については、現行の教育委員や他の行政委員の委員と同様に、心身の故障の場合や職務上の義務違反、その他教育長たるにふさわしくない非行がある場合に限定をされております。総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士、つまり、地方教育行政法第21条に規定されている教育に関する事務の管理、執行に関しては教育委員会が最終責任者であり、教育に関する予算の編成、執行等については首長が最高責任者であるという、両者の協議及び調整の場との位置づけであります。首長と教育委員会のどちらが決定権者というものではありません。あくまでも、調整を尽くすことを目指すもので、権限のある両者が公開の場で議論を尽くすことの意義のほうが大きく、より民意を反映した教育行政が行われることが期待でき、首長主導には当たらないと考えます。

次に、国の関与のことですが、いわゆる地方教育行政法の現行法第50条の規定は、平成19

年の改正で、いじめによる自殺等の事案において、教育委員会の対応が不適切な場合に文部科学省が教育委員会に対して是正の指示ができるように設けられたものです。しかし、大津市におけるいじめの案件の際に、児童・生徒等の生命、または身体の保護のためという現行法の否定要件については、当該児童・生徒等が自殺してしまった後の再発防止のためには発動できないのではないかという疑惑が生じました。そこで、このような背景があり、改正をしたものです。すなわち、事件発生後においても、同種の事件を再発防止をするための指示ができることを明確化したもので、要件を追加して国の関与を強化するものではありません。今回の改正は、教育委員会制度の課題を解決するために行われたもので、適切に法が運用されれば、問題はないと考えております。したがって、歯どめ策に対して申し上げることは特にございませんが、あえて申し上げるならば、地方議会の二元代表制が機能することではないでしょうか。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第14号 川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第14号、川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

法律の改正により、新教育長は地方公務員法上の特別職となることから、地方公務員法上の規定が適用される一般職の職員と異なり、地方公務員法の服務に関する規定は適用されないこととなります。しかし、その職責に鑑み、教育委員と同様の義務が課されるほか、常勤であることから勤務時間中及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために使う必要があるとされており、このことから、新教育長の職務専念義務の免除を規定する場合は、条例で特例を定める必要があるため、本条例を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第9 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備等に関する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条から第9条までの9本の条例改正は、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴うものであります。

それでは、1条から説明をさせていただきます。

第1条、川根本町公告式条例の一部改正については、法律の繰り下げに伴う引用条項の改正です。

第2条、川根本町議会委員会条例の一部改正については、これまでの委員長と教育長が一本化され、新教育長にその職務が引き継がれることになったため、教育委員会の代表者を委員長から新教育長に改めるものであります。

第3条、川根本町課設置条例の一部改正については、町長部局において、総合教育会議に関する分掌事務の追加です。

第4条、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、特別職の非常勤の委員長の職が廃止に伴い、委員長の報酬額を削除するものであります。あわせて、地方教育行政改正ではありませんが、選挙の執行に関する投票管理者等の報酬について国の法律で決定するものであるため、今回、報酬額について国の法律に定める額に変更するものであります。

第5条、川根本町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、総合教育会議における意見聴取者への実費弁償の支給を想定し、追加をするものであります。

第6条、川根本町特別職報酬等審議会条例の一部改正については、特別職で常勤の教育長職が新設されるに伴い、審議案件に教育長の給料を追加をするものであります。

第7条、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正については、教育長の給料の額を定め、旅費算定表に教育長を追加するものであります。

第8条、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例は、今回の法律改正により教育長が特別職になるため、廃止をするものであります。

第9条、川根本町社会教育条例の一部改正については、事務処理の見直しによる変更でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告をしていませんけれども、お金とか数字とかには関係なく、

教育委員会の委員長が廃止になって、教育委員会が総合教育会議でしたっけ、を首長と一緒に開くということになると、教育委員の役割といいますか、仕事が重くなると思うんですよ、今までより。それに関して、先ほども大橋教育長も二元代表制が確実にというか、推進が図られることが歯どめといえれば歯どめみたいな、あえて言えばということです。ちょっと、どこの二元代表制と言われたのか、聞き漏らしたんですけれども、そういう中で、教育委員会が住民の声、あるいは父母の声、子供たちの声、そういうものをきちんと受けとめて、その総合教育会議でそういう声に基づいていろいろな施策をつくっていくだろうと、私は思うんですけれども、そういう中で教育委員の方々の、今、教育長の身分については定められたんですけれども、改善といいますか、の必要があるのではないかなと、繁忙になることによって、思うんですけれども、繁忙にならないとすれば、本当にそれでいいのかなというのがありますし、繁忙といいますか、会議が重要かつ回数も増えることについて、教育委員の方々の待遇を、今より改善することが必要ではないかと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 今回の改正地方教育行政法の趣旨ですけれども、先ほど来教育長も説明しておりますように、主には教育長の取り扱いのところが大きな改正であります。この中で、教育委員についてでの今回の御質問ですけれども、教育委員にあっては、これまでどおり非常勤の特別職ということで、教育委員会そのものも執行機関としての合議体で形成していくことということで、その点については改正は行われておりません。

特に、事務的な、最終的な権限は教育長がとることになるわけなんですけれども、教育委員にあっては、これまでどおりレーマンコントロールというような趣旨で教育に熱意を持っている方に教育に対する熱い思いを寄せていただいて、合議体で決定していくことということで、特段委員に対する大きな改正はないということで判断をしておりますので、特に身分、あるいは制度的な部分についての改正は上げないということで働いております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 教育長は常勤の特別職ということで身分も守られていて、とてもこれは大事なことだと思うし、教育委員会が執行機関として残されたということも、とても大きなことでよかったと思うわけです。

一説によれば、教育委員会の解体も目指した今回の改正だったけれども、教育専門家の識者の方々からそれはだめだという声が大きく上がって、教育委員会を執行機関として残すということにこぎつたということで、今回の改正になったということも、いろいろな数少ない私の知識の中では聞いています。そういう状況で、そこに執行機関として重要な役割を担う教育委員の方々、今も総務課長が言われたように、教育に関して熱意のある方々をお願いをしているということでは、本当に行政の選願といいますか、選んでお願いをする力という

のは大きいんだろうなと思いますけれども、やはり私は教育委員の方々にも、今委員の報酬、ちょっと調べてこなかったんですけども、その金額を教えてくださいということと、それから、委員会に出たときだけの報酬だと思いますので、農業委員と同じ状況で、日常的にも教育委員として町の教育に携わってくださるわけですから、やはりもっと日常的な待遇改善というのがあってしかるべきではないかと私は思うんですけども、以前はもっと教育委員の報酬というのは大きかったんじゃないかと思うんですけども、そういう点で、行政が教育委員会を大事と思っておられるということはわかりましたので、これから他の自治体と足並みをそろえているのかどうかわかりませんが、そういう課題もあるということを確認していただきたいなと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） ただいま、教育委員の報酬等について御質問がありましたのでお答えいたします。

教育委員の報酬にあつては月額1万2,000円です。月額報酬であつて、教育委員として出席する会議、それから行事等への出席にあつては、これとは別に費用弁償ということで、月額2,200円をお支払いをさせていただいております。

教育委員の重責、重い任務ということは私も感じております。今後、特別職の報酬審議会等が開かれる際には、心にとどめておきたいというふうに考えます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 先ほど、ちょっと二元代表制の話が出ました。どこのと言いましたけれども、川根本町も二元代表制ですね。首長と議員の方々はそれぞれ選挙で選ばれているという意味では、二元代表制をとっているということです。ですから、そういう意味で民意を代表するという地方教育行政法の意味は、首長というのは、これは選挙で選ばれているということで、民意を代表しているという意味合いでございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は10時30分としたいと思います。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長(中田隆幸君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第10 議案第16号 川根本町行政手続条例の一部を改正する
条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第10、議案第16号、川根本町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第16号です。川根本町行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、処分や行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、法律に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続の新設等を内容とする行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、本町においても、町民の権利利益の保護の充実を図り、同様の措置を講じるため、改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告しましたけれども、本当に自分で読んでもわけのわからない通告だと思っています。

24日の全協で配られた改正の概要を読みましても、今までに比べて、具体的に何が国民の救済手段の充実、拡大になるのかよくわかりませんので、例えば、どういうときにどのような処分や不服申請、中止などで、国民の救済手段がどのように充実、拡大されるのか、事例など当町にはないというお答えでしたけれども、事例などを示して説明をしていただければありがたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町が許認可等を行うに当たりまして、行政指導を行う際には、現行では町の行政手続条例第33条第1項におきまして、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないと定められておりますけれども、この文言だけでございました。

今回、第33条第2項及び第3項の改正をするわけですが、町が行政指導を行う際に、その相手の方に対して、町の行政指導は間違っただけであると思うときには、その行政指導の中止を求めることができますよという趣旨を知らせるとともに、なぜその行政指導が必要なのかという法的な根拠等について、相手に対して具体的に通知をして示さなければならないということを追加するものであります。

次に、34条の2の追加改正については、町が実施しようとしている法令違反に対する行政指導について、指導を受ける相手の方は、その行政指導の根拠法令の要件に適合しないと考えられるときには、その法的な根拠を示した書類等を提出した上で中止を求めることができる。その上で、町はその申し出が正当な理由である場合には、行政指導の中止等の措置をとらなければならないということになります。

次に、第34条の3の追加改正でございますけれども、法令違反等の事実を発見した第三者の方、こういう方がいらっしゃった場合、その事実に対して必要な処分または行政指導が行われていないと考えられるときには、町に対して、その法的な根拠を示した書類等を提出した上で、処分または行政指導を求めることができる。町は、その申し出が正当な理由である場合には、処分または行政指導を実施しなければならないということが、今度、明確にその文書の内容が示されたということになります。

議員のおっしゃる具体的な例ということでもありますけれども、町は例はないんですけれども、例えば、町には介護保険関連の条例で、介護保険法の規定に基づいた、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例というものがあります。これらの基準について、町の基準に適合しないという理由で行政指導等を行うとする場合、その事業者に対して、今回の改正によりますと、法的な根拠等を示して、文書をつけて実施をするということになります。しかし、その事業者が、その行政指導を今度受け

る場合に、自分たちはしっかりやっているんだと、法的な基準に基づいて、間違っただけはしていないという言い分がもしあれば、その、町の言い分は間違っているという、やはり法的な根拠等を示して、その行政処分の中止を求めることができるという形になります。

そして、その事業者の行っている内容が、今度は第三者、町の基準に合っていないことを発見した者がいた場合、その者からの法的根拠を示した内容の書類を添付して提出いただいて申し出があった場合、町はそれを必要な調査等を行った上で、処分や行政指導を行うことができるということになります。

今回の改正で、こうした行政手続上の行政指導の方式に対しまして、相手方が、今言ったとおり理不尽な行政指導を受けたと思う場合には、その中止を求める法律上の改正に伴う本条例の手続が定められたこと、また、第三者の方が法令違反等の事実を発見したときに、その処分等を行政に求めることができることが、法律上に定められたことに伴う町の条例の改正であります。

こうしたことが、町民の権利の擁護の充実、拡充等につながるものと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常によくわかる説明だったんですけども、それでは、例えば、今までごみの不法投棄とか野焼きをしているとか、その違法な行為を町民の人が見つけて、迷惑だとかいうことで、行政の担当課に連絡をして、行政が誰からそういう苦情があったよなどとは言わないで、そのやっている方に指導するということが行われてきましたよね。とてもいい関係ができていたと思うんですけども、そういう、今回はそれを言うたびに法的根拠を示して言わなければならないということで、何か聞いていると、何かやたら、その困ることに対して言えなくなるのかなという心配があるんですけども、それは変わらないですか、行政サービスとしては。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） その中で、実は、同じく現行の第33条の第3項というところに、行政指導が口頭でされた場合においてというのがありますが、次に掲げる行政指導についてはこうした手続は適用しないというものがあまして、最初に、相手方に対して、その場において完了する行為を求めるもの、もう一つは、既に、ここがちょっと何かこう、口はばったいですけれども、既に文書または電磁的記録、いわゆるCD-Rとかそういうものだと思いますけれども、電磁的記録によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものというのは、今回の手続の適用除外、そうしたものに含まれているものですから、これまでどおり、通常的口頭でのいろんなやりとり、あるいは文書でのやりとりの中では、正式なこうした手続を踏まなくても、当然そこで完結できるものについては、これまでどおりやっていくということになると思います。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、川根本町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第17号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第17号、川根本町営バスの条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第17号です。川根本町営バス条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

町営バスの運行につきましては、平成9年8月の「せせらぎ号」の運行開始以来、平成15年9月には「やませみ号」が運行開始、平成21年4月には「北部路線」及びデマンドタクシー「北部おでかけ号」が運行開始、平成23年4月には南部地区でもデマンドタクシー「南部おでかけ号」が運行を開始し、現在に至っております。

今回、改正案として提出いたします内容は、町営バス南部路線の見直しに係るものであります。

現在の南部路線「せせらぎ号」「やませみ号」の利用者数は、平成20年度の2万2,181人から平成25年1万5,148人と7,000人ほど減少しているのに対し、「南部おでかけ号」の利用者は平成23年度の1,759人から平成25年度2,621人と増加をしております。

南部路線の現状の課題としまして、乗り継ぎ利便の向上、利用者の少ない系統のあり方、

路線バスとデマンドタクシーの役割の明確化が必要であると考え、昨年からその見直しに着手し、「やませみ号」が運行する沿線地区の向井・久保尾地区・原山地区・壺町河内地区・地名地区の皆さんの意見、要望をお聞きし、町バス路線対策委員会での協議を経て、1月、地域公共交通会議での承認を受け、本年4月1日からの路線変更となる条例改正案を提出するものであります。

今回の改正により、幹線部分については運行回数が1日6往復から8往復となります。なお、廃止となる下泉・地名線、下泉・文沢線の沿線の皆様には、デマンドタクシー「南部おでかけ号」の利用をお願いし、御理解をいただきたいと思っております。

また、今回南部路線の再編に伴い、バス路線がない地区にお住まいの方については、利便性を考慮するため、南部おでかけ号の運賃改定を4月1日から実施をいたしたく思っております。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。

それこそ、通告はしてありませんけれども、先月、議会で企業訪問した際に、その社員の要望の中に、青部から徳山間に通勤している方がいるそうです。やはり、通勤時間の特に夕方、大井川鐵道が減便で大変困っているということで、この間の全協のときも、ほかの議員も要望していましたけれども、旧本、旧中川根の間のバスの連絡は今現在ないんですが、本当に私自身も、バスの利用というのは、高齢者、学生、また弱者の方ばかりと思っていたんですが、通勤の方も利用しているんだなということを改めて思いましたので、今後、そういうことを課題、検討していただくということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 旧町をつなぐ路線につきましては、今後、検討していかなくてはならない重要な課題だと認識をしております。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告を3点しました。

1点目は、今回、利用が少ない「やませみ号」の地名線、壺町河内・文沢線について、デマンドタクシー「おでかけ号」として運行できる時間を増やして、効率的な運行を図るために廃止するとのことですが、今後、地名、壺町河内地区から要望が高まった場合など、見直しもあり得るのか伺います。

2点目ですけれども、往復時間がかかる地名や壺町河内を「おでかけ号」のみにすることによって、「おでかけ号」タクシーの空いている時間が減って、申し込んでも使えない場合がふえることも考えられるわけですが、そのような場合は、全協でもお聞きしましたけれども、「おでかけ号」の増車も考えるという説明がありましたけれども、どれくらいそういう状況になれば再検討していただけるのか、およその目安があるのかどうか、お伺いいたします。

3点目です。バス路線が廃止される地区は、「おでかけ号」の運賃が100円安くなるわけですが、それでは、今までよりこの文沢、壺町河内線とか地名線の人たちは、町営バスが、「やませみ号」が町営バスとして走っている場合の運賃に比べると2倍近い運賃になるわけで、北部では大鉄が町営バス同等の料金に、そして大鉄バスや井川線は300円を超えた分の運賃を助成をしています。

今回廃止される地区の料金を、町営バス路線が廃止される地区の料金を100円安くするだけでは、町営バス料金の2倍近い料金になるということで、負担増が大きいわけで、町営バス同等の料金とするような助成をすべきではないかと思うのですけれども、その件について検討していただけるかどうか、お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

まず、最初の御質問ですけれども、今回の南部路線の再編では、増便によって利便性を向上させ、幹線となるバス路線の強化を図り、また、人口が少ない枝葉の部分の地区につきましては、バスの利用状況を鑑み、デマンドタクシーでカバーすることで、利用の少ない系統の見直しとともに、路線バスとデマンドタクシーの役割の明確化を図ったものであります。

地名線、壺町河内線につきましては、利用者が非常に少ないことから、路線を廃止し、デマンドタクシーで代替することといたしましたが、利用状況や利用ニーズ、また居住状況等その他の状況の変化に応じまして、必要とあれば、見直しを今後もしていくことと考えております。

2番目の御質問ですけれども、まずは路線バスの増便を皆様に、住民の方に周知し、幹線部分に居住する方のバス利用を促進していくことが大事だと考えております。また、これまで以上に相乗りをしていただくこととし、運行の効率化を図ることで、バス路線がないデマンドタクシーのみの地区に居住する方に不便が至らないように、これからもしていきたいと思っております。

それでもなお、申し込みを頻繁に断らざるを得ない状況になった場合には、増車だけではなく、運用の方法やバス路線との関連も含めて、再検討をしていくことが必要だと考えております。

3番目の御質問ですけれども、今回の再編でバス路線が廃止となる地区の方は、運賃負担が増加することとなります。意見交換会等におきましては、関係地区の方からは一定の理解

を得られたものと考えております。定時路線とデマンドタクシーを比較した場合、利便性の高いデマンドタクシーの運賃のほうが高額になることには合理性があるものと考えております。今後、要望等があれば、町営バスも含めた全体的な運賃の設定額について協議していくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目の御答弁なんですけれども、関係地域の方々からデマンドタクシーになるということで一定の理解は得られたという説明でしたけれども、私も少し、二、三人しか御意見寄せられていないんですけれども、やはり料金が、タクシーだけになると負担が重いよという話をされました。

そういう意味で、例規集をネットで見ていましたら、忘れていた料金補助、町が行っているということが出てきましたので、せめてこれと同等ぐらいにできないかなということを考えて通告をしたんですけれども、この点について、やはり500円のところが100円安くなっても片道400円、往復800円。必ず帰ってこなきゃいけないから、1回出かけると、それぐらいの負担がかかるようになるわけですね。そうしないと、足のない方は、バスが廃止された地区の人は出ていくことができないということになります。

高齢者の方は、またその2分の1の軽減がありますけれども、やはり、もう少し負担軽減、ふだんでも不便をしている方々ですので、病院に行くときは外出支援の車があって、病院などは同じように町内の方々、同じ料金で行ける、同じというか、距離に対する料金で行くことができるんですけれども、このデマンドタクシー「おでかけ号」というのは、生活の支援、そして生きがいといいますか、活力も保つ、守るものだと思いますので、乗りやすくすることが一番大事なことだと思うんですね。

ですから、そういう意味で、町は業者に出すお金は一緒なので、入るお金が減るよということはあるんですけれども、もう少し前向きに、今後検討をすべきではないかということで、バスの料金も含めてという課長の答弁がどういうことなのか、具体的にはよくわかりませんが、バスの料金も運行当時の100円にしてとか、ただでもいいじゃないかとか、その利便性は本当にあるわけなんですけれども、委託料に比べて利用が少ないということでは、本当にそういう有効的な改善、見直しも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 北部地区の、その公共交通、大井川鐵道、また大井川鐵道でやっているバス、井川線等のバスの助成の問題、それと今回、デマンドタクシーとの町でやっている路線バスとの、その運賃に関する負担の増という問題ですけれども、先ほども申しました町営バスも含めたというものは、それぞれ実際に運賃助成には、一つには大きなデマンド

タクシーのようなドア・ツー・ドアのようなサービスではなくて、駅から駅というようなところの助成の形となっております。

また、デマンドタクシーの今回の金額は、今までバスも走っていなかった地区、その地区も含めて、尾呂久保地区とか八中地区、その地区も含めて料金を変えていきたいということもありますので、そういう意味で、今、バスがなくなってデマンドになったから、確かに金額は増えますけれども、その分も同じように、もっと下げてもらいたいというところは、今まで全然なかったところは、じゃ、どうだったのという話になりますと、そこも非常に、そのこの地区の方々の意見も酌んでいかなくてはならないかと考えております。

いずれにしても、いろいろな要望があることは承知しておりますので、見直しの課題としては、これからも問題として捉えていくつもりでございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第19号 川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第19号、川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第19号です。川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案24ページをごらんください。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正され、現在の川根本町保育の実施に関する条例で定められている保育の基準については、子ども・子育て支援法施行規則に規定が設けられたため、今回町の条例を廃止をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町保育の実施に関する条例を廃止にする条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町保育の実施に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第20号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号です。工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度県単独林道開設事業、施業道ヒラト線開設工事の請負契約の変更契約

締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年8月12日平成26年第1回議会臨時会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を178万2,000円増額し、変更後契約金額5,999万4,000円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告に従いまして、質問をいたします。

契約額を5,821万2,000円に178万2,000円を増額して5,999万4,000円とするもので、増額の理由は工事の追加によるとの説明がありましたけれども、今回の補正予算で繰越明許になっています。当初予算額は6,639万4,000円でした。入札予定価格は幾らだったのか伺います。

そして、当然、入札差金が出ていると思われるんですけども、幾ら出ているのか。さらに、その入札差金を、減額になっていませんので、加えて、今回の増額178万2,000円なのかについて伺います。

そして、工期についても、仕事量が増えたと、4種類、数種類の仕事を提示してくださいましたけれども、そういう仕事量が増えたことについて、繰越明許の進捗状況の表には、工期が7月31日で進捗率は20%となっていましたけれども、こういう工事量が増えても工期を延ばす必要はないのかどうか、伺います。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） お答えさせていただきます。

まず、入札予定価格ですが、本日の26年度入札結果表が資料についておりますが、それでも御確認いただけますけれども、税込みで5,879万4,120円であります。

それで、入札差金ということですけども、設計額は5,999万4,000円、契約額が5,821万2,000円、この差額178万2,000円が入札差金になります。

今回、当然、工事を発注し、現場のほうで進めていく中で、必要な増高、設計段階ではわからないところで、その対応等で変更が必要となり、今回、当初の予算額、工事請負費の予算額5,999万4,000円の中で、その必要な工事を精査しまして、178万2,000円の増額をお願いしているものです。

工期についてですけども、進捗率20%となっておりますのは、当初の契約は26年8月13日から27年2月16日までの工期となっております。現在の工期は、変更させていただいて、3月27日となっております。進捗率20%は1月末現在の、この3月27日の工期の中で、1月末の進捗率が20%、2月末は進捗率は30%となっております。

今回、補正のほうで繰り越しをお願いしておりますけれども、工事の支障となる木の伐採

等に不測の日数を要したということがありまして、7月31日までの工期を延長をしたいと思っておりますが、その7月31日という工期は、今回の増額の内容も含んで7月31日の工期とする予定であります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第21号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
(第10号)

○議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第21号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第21号です。少し長くなりますので、御了承いただきたいと思います。平成26年度川根本町一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,303万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,755万6,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものであります。

第4表では、地方債の追加と限度額について、補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、主なものとして、昨年12月に受領した寄附金をまちづくり基金として積み立てる積立金の追加と、国のまち・ひと・しごと創生法制定による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、総合戦略策定関係経費、商工会プレミアム付きお買い物券発行事業経費、全国ホテル研究大会経費、大井川流域観光事業経費の追加を行うほか、地域福祉推進業務委託料の増額、障害者自立支援給付費返還金の増額、介護システム改修に伴う介護保険会計への繰出金の増額、原山飲料水供給施設取水施設用地取得経費の追加、県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額、林道南赤石線改良工事費の増額、中徳橋に係る耐震補強設計業務委託料の増額、事業の進捗状況に決算を見込んでいた事業費の削減補正が主な内容であります。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般17ページ、18ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、402万5,000円の減額です。一般管理費として、実績見込み、入札差金による産業医委託料、マイクロバス購入費、産業文化祭実行委員会補助金の減額、文書管理費として、実績見込みによる複写機借上料の減額、交通安全対策費として、入札差金による広報車購入費の減額、基金管理費として、昨年12月に受領した寄附金をまちづくり基金へ積み立てるための積立金の追加、庁舎管理費として、実績見込みによる修繕料、消防設備保守点検委託料の減額及び環境省のバルクリースを活用しての庁舎照明器具改修工事の採択を受けたことによる庁舎照明改修工事に伴う設計監理委託料、工事請負費の減額、総合支所管理費として、実績見込みによる支所職員駐車場舗装工事費の減額、山村開発センター等運営費として、実績見込みによる修繕料、備品購入費の減額をお願いするものであります。

一般19ページから21ページをごらんください。

第2項企画費は、228万5,000円の増額です。企画総務費として、実績見込みによるレールパーク構想に係る報償費及び委託料の減額、国のまち・ひと・しごと創生事業による総合戦略策定経費の追加、まちづくり事業費として、実績見込みによる友好都市事業報償費、普通旅費、需用費、くみ取り手数料、宿泊施設使用料、車両借上料、いやしの里づくり事業交付金、縁むすび事業費補助金、空き家改修事業費補助金の減額、環境企画費として、実績見込みによる需用費、地域緑化事業費補助金、クリーンエネルギー機器導入事業費補助金の減額及び国のまち・ひと・しごと創生事業による全国ホテル研究大会事業費補助金の追加をお願いするものであります。

一般21ページから23ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、4,008万1,000円の減額です。社会福祉総務費として、実績見込みによる臨時職員社会保険料、賃金、臨時福祉給付金対象者把握事業委託料、創造と生きがいの湯ボイラー熱交換器改修工事請負費、成年後見制度利用支援事業費扶助費、訪

間看護ステーション利用者交通費扶助費の減額及び地域福祉推進業務委託料の増額、心身障害者福祉費として、実績見込みによる障害者総合計画策定業務委託料、地域活動支援センター利用負担金、障害者自立支援給付費の減額及び自立支援給付システム改修委託料の追加、自立支援給付費に係る国県支出金返還金の増額、老人福祉費として、実績見込みによる敬老祝い記念品代、在宅配食サービス業務に係る消耗品費及び委託料、外出支援サービス事業に係る燃料費及び委託料、車両購入費、敬老等事業費補助金の減額、介護保険費として、介護保険システム改修費追加に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものであります。

一般23ページから25ページをごらんください。

第2項児童福祉費は、1,840万円の減額です。児童福祉総務費として、実績見込みによる臨時職員の社会保険料及び賃金の減額、児童福祉施設費として、実績見込みによる保育園の光熱水費、徳山聖母保育園補助金及び運営費の減額、子育て支援対策費として、実績見込みによる臨時職員の社会保険料及び賃金、放課後児童クラブ業務委託料の減額、児童措置費として、対象者数変更等の実績見込みによる減額及び増額をお願いするものであります。

一般25から27ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保険衛生費は、1,273万8,000円の減額です。母子保健費として、実績見込みによる特定不妊治療費補助金及び一般不妊治療費補助金の減額、健康増進費として、実績見込みによる検診等委託料の減額、地域医療推進費として、入札差金による医療器具等備品購入費の減額、実績見込みによるいやしの里診療所特別会計への繰出金の減額、環境衛生費として、実績見込みによる環境衛生対策促進事業費補助金の減額、飲料水供給施設費として、原山飲料水供給施設取水施設等土地購入に係る経費の追加及び実績見込み、入札差金による施工監理業務委託料、坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料の減額をお願いするものであります。

一般27ページをごらんください。

第2項清掃費は、1,102万1,000円の減額です。塵芥処理費として、実績見込みによるごみ収集運搬業務委託料、不燃ごみ処理業務委託料、一般廃棄物処理委託料の減額をお願いするものであります。

一般28、29ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、1,540万6,000円の減額です。農業振興費として、実績見込みによる農業支援員に係る賃金、車両借上料、特産物振興事業費補助金の減額、地域農政総合推進事業費として、実績見込みによる地域農業推進員手当、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金、地域農業推進事業活動費補助金、鳥獣対策農地整備事業費補助金の減額、茶業推進対策費として、実績見込みによる特産物振興事業費補助金、農業関係事業費補助金、中山間地域農業推進整備事業補助金、茶共済加入補助金の減額、農業農村整備事業費として、県営中山間地域総合整備事業負担金について、中北部地区の県営事業費増加に伴う負担金の

増額、地籍調査事業費として、実績見込みによる地籍調査委託料の減額をお願いするものがあります。

一般29、30ページをごらんください。

第2項林業費は、218万2,000円の減額です。林業振興費として、実績見込みによる野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金、林業振興基金事業費補助金、森林整備地域活動支援事業費補助金の減額、林道費として、平成27年1月27日に発生した林道南赤石線の崩壊箇所の改良工事請負費の増額、林道智者山線開設事業費減に伴う負担金の減額をお願いするものであります。

30から32ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は、856万6,000円の増額です。商工業振興費は、実績見込みによる商工業施設整備資金利子補給金、売れるものづくり支援事業費補助金、住宅リフォーム事業費補助金、おもてなしの店づくり整備事業費補助金の減額と、国のまち・ひと・しごと創生事業による商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金の追加と、観光費として、実績見込みによる広告料、国内旅行企画観光誘客事業業務委託料、ぐるぐるマップ作成委託料、町内観光施設に係る工事請負費、選ばれる観光のまちづくり事業費補助金、観光振興事業費補助金の減額及び国のまち・ひと・しごと創生事業による国道交通規制業務委託料の追加、音戯の郷運営費として、国のまち・ひと・しごと創生事業による印刷製本費、販売物仕入代、イベント委託料の追加、ユネスコエコパーク推進費として、実績見込みによる講師謝礼、ツアーガイド等の費用弁償、普通旅費、チラシやポスター等の印刷製本費、広告料、ユネスコエコパーク紹介DVD作成委託料、ツアーガイド育成委託料、南アルプス生物圏保存地域静岡県連絡協議会負担金の減額をお願いするものであります。

一般33ページをごらんください。

第1款土木費、第2項道路橋りょう費は、162万2,000円の増額です。道路維持費として、町道標識点検委託料、町道小堀線維持工事請負費の減額、道路新設改良費として、社会資本総合交付金、防災・安全交付金減額に伴う財源更正、橋りょう維持費として、静岡県橋りょう設計要領改訂に伴う中徳橋耐震補強に係る橋脚詳細設計業務委託料の増額及び社会資本総合交付金、防災・安全交付金減額に伴う財源更正をお願いするものであります。

一般33、34ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、4,874万5,000円の減額です。常備消防費として、実績見込みによる常備消防業務委託料の減額と、市町村振興協会からの消防救急デジタル無線整備事業に係る交付決定に伴う財源更正と、非常備消防費として、入札差金による備品購入費の減額と緊急地震対策事業基金の充当に伴う財源更正、消防施設費について、実績見込みによる分筆測量委託料、第1分団3部（奥泉）消防詰所設計監理委託料、耐震性貯水槽設置工事請負費の減額及び緊急地震対策事業基金の充当に伴う財源更正、災害対策費として、入札差金による消耗品費、実績見込みによる家庭内家具固定委託料、防災倉庫設計委託料、少量危

除物貯蔵施設整備事業費補助金及び平成27年度に整備予定の北部地域のデジタル防災行政無線システム整備事業に係る設計業務の執行に伴う設計業務委託料の減額をお願いするものがあります。

一般35ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は、713万6,000円の減額です。教育委員会費として、実績見込みによる学校のあり方協議会に係る費用弁償の減額、教育諸費として、実績見込みによる学校のあり方協議会報償金、英語指導助手委託料、小中学校屋内運動場現況調査、設計委託料、川根高校後援会活動事業費補助金の減額と、通学バス等運営費として、入札差金による通学バス購入費の減額をお願いするものであります。

一般35、36ページをごらんください。

第2項小学校費は、150万円の減額です。学校管理費として、実績見込みによる臨時職員の臨時雇い賃金、教職員健康診断委託料の減額です。教育振興費として、実績見込みによる車両借上料の減額をお願いするものであります。

一般36ページをごらんください。

第3項中学校費は、315万6,000円の減額です。学校管理費として、実績見込みによる教職員健康診断委託料の減額、教育振興費として、見積もり合わせの差金などによる中学生海外英語研修事業委託料の減額及び実績見込みによる車両借上料の減額をお願いするものであります。

一般37ページをごらんください。

第4項社会教育費は、170万1,000円の減額です。社会教育総務費として、入札差金による小学校5年生県外体験学習委託料の減額、文化会館運営費として、入札差金による工事請負費の減額をお願いするものであります。

一般37、8ページをごらんください。

第5項保健体育費は、257万9,000円の減額です。海洋センター運営費として、実績見込みによる臨時職員賃金の減額、財団アドバンスインストラクター養成研修不参加による研修旅費の減額、燃料費の減額、入札差金による屋内競技場天井等落下防止現況調査委託料の減額、重機借上料の減額、財団アドバンスインストラクター養成研修不参加による研修旅費、小型船舶免許受講負担金の減額、入札差金による屋内競技場天井等落下防止現況調査委託料の減額、学校給食施設費として、実績見込みによる調理業務臨時職員賃金の減額をお願いするものであります。

一般38ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は、684万円の減額です。実績見込みによる利子の不用分を減額するものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

一般11ページをごらんください。

第13款国庫支出、第1項国庫負担金は、2,237万6,000円の減額です。実績見込みによる保育所運営費負担金と障害者自立支援給付費負担金、児童手当国庫負担金の減額補正です。

一般11、12ページをごらんください。

第2項国庫補助金は、3,056万7,000円の増額です。民生費国庫補助金として、障害者自立支援給付費補助金の中の地域生活支援事業費補助金の減額と児童福祉費補助金として、保育緊急確保事業費補助金及び放課後児童健全育成事業費等補助金の追加、土木費国庫交付金として、事業精査による防災・安全交付金の減額、消防費国庫補助金として、耐震性貯水槽設置工事箇所への減少に伴う補助金の減額、総務費国庫補助金として、国のまち・ひと・しごと創生事業による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加、がんばる地域交付金として、山村開発センター改修工事に係る交付金の追加をお願いするものであります。

一般13ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県支出金は、994万2,000円の減額です。実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当県負担金の減額です。

一般13、14ページをごらんください。

第2項県補助金は、621万9,000円の増額です。民生費県補助金として、実績見込みによる地域子育て総合支援事業費補助金、保育対策等促進事業費補助金、子育て支援事業費補助金の減額、障害者自立支援費補助金内の地域生活支援事業費補助金の減額、衛生費県補助金として、医療機器等の購入に係る僻地医療対策事業費補助金の追加、農林水産業費県補助金として、森林整備地域活動支援事業費補助金の減額、県営事業市町村負担金軽減交付金として、同交付金の追加をお願いするものであります。

一般14ページをごらんください。

第16款寄附金、第1項寄附金は、1,000万円の増額です。これは、昨年12月に受領した寄附金を、人材育成寄附金として予算化、まちづくり基金への積み立て財源とするための追加をお願いするものであります。

一般14ページ、15ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、1億9,992万7,000円の減額です。財政調整基金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものであります。緊急地震対策事業基金繰入金は、事業内容の精査により繰り入れ減額をお願いするものであります。

一般15ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は、4,142万2,000円の増額です。民生費雑入として、実績見込みによる放課後児童クラブ利用料の減額と、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金は、前年度概算払いをしている広域連合負担金の余剰金精算による返還金の増額です。農林水産業費雑入として、実績見込みによる耕作放棄地再生利用緊急対策事業交付金及び県耕作放棄地緊急対策事業費補助金の減額、消防費雑入として、消防救急デジタル無線整備事業などに

係る市町村振興協会助成金の追加と、第5分団1部詰所建築に係る消防施設移転補償金の増額をお願いするものであります。

一般15ページ、16ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査による過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債の借入額を変更するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページ、5ページをごらんください。

国の、まち・ひと・しごと創生法の制定及び国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として、第2款総務費、第2項企画費では、総合戦略策定事業及び全国ホテル研究大会事業、第7款商工費、第1項商工費では、商工会プレミアム付きお買い物券発行事業及び大井川流域観光事業を予定をしております。それぞれ、平成27年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきをお願いをするものであります。地域の消費喚起、地域活性化対策である国の補正予算であるため、効果検証を行いながら事業の実施をしたいと考えております。

その他の繰越事業としては、第2款総務費、第2項企画費、町単独事業、電気自動車用充電インフラ整備事業は、今年度の12月補正により予算計上し事業実施を図りましたが、国の補助金交付決定を受けてから工事着手すること及び急速充電器の年度内納入が困難なことから、年度内の完了が見込めなくなったためであります。

4款衛生費、第1項保健衛生費、町単独事業、原山飲料水供給施設取水施設等土地購入は、用地取得のための分筆測量調査業務に約4カ月という不測の日数を要することから、年度内完了が見込めなくなったためであります。

第6款農林水産業費、第1項農業費、町単独事業、農道崎平川手支線1号開設事業は、事業を行うに当たり、地権者との調整に多大な時間を費やして了承を得た路線であり、用地の境界の確定、鉄道運営会社との立ち会いに不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、池の谷吊橋修繕工事は、地元住民と工事施工時期に係る交渉に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第2項林業費、町単独事業、林道塚ノ山線測量設計業務委託は、地元住民が希望する線形の決定に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道河内川線測量設計業務委託は、県の治山事業との調整に不測の日数を要したため、測量調査及び工種の選定に要する期間が不足することから、年度内完成が見込めなくなったためであります。

森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設工事は、工事上障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、工事上障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

県単独林道事業、施業道ヒラト線開設工事は、工事発注後、工事施工の支障となる立木伐採について土地所有者が難色を示し、再調整に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

県単独林道事業、林道平栗線改良工事は、地権者と施工地内の境界の確定について不測の日数を要したために、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、施業道ヒラト線舗装工事は、関連する県単独林道事業、施業道ヒラト線開設工事の遅れに伴い年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道塚ノ山線開設工事に伴う向井飲料水供給導水管布設がえ工事は、関連する道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事の遅れに伴い年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道文沢線維持工事は、伐採時期と工事の期間が重なることについて地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、林道南赤石線改良工事は、当初予定した地盤より軟弱であり、その対策のための工法検討に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、町道高郷田野口停車場線舗装工事は、過疎代行制度の適用を受け、道路工を県が、上層路盤工及び表層工を町が施工することで事業の進捗を図っていましたが、県代行工事が、騒音による苦情の対応に不測の日数を要し完成が3カ月のおくれを生じたことにより、過疎代行工事完了後町が施工する同工事の年度内完成が見込めなくなったためであります。

道整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、当該路線に付随する平成25年度繰越工事を施工中であり、当該路線が小学校の通学路となっており、同一路線で2カ所の工事を行うと通学路の迂回路がなくなってしまうため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、町道高郷田野口停車場線道路標識設置工事は、町道高郷田野口停車場線舗装工事完成後に道路標識を設置するため、舗装工事が県代行工事のおくれにより年度内完成が見込めなくなったため、本工事についても同様に、年度内完成が見込めなくなったためであります。

町単独事業、町道薬師線改良工事は、拡幅を含めた排水路の工事を検討しておりましたが、工法の検討に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

社会資本整備総合交付金事業、中徳橋耐震補強設計業務委託は、当該橋梁が大井川鐵道をまたぐ跨線橋であり、本業務を実施するためには鐵道の運行終了後に施工が必要であり、また、鐵道運営会社との立ち会いが必要となり、鐵道運営会社との協議に大幅なおくれが生じたため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

社会資本整備総合交付金事業、中徳橋上部工修繕工事は、橋梁修繕詳細設計委託が12月に完了し、1月から橋梁修繕工事を計画しておりましたが、当該橋梁が跨線橋であることから、

必要な鉄道運営会社との協議に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第9款消防費、第1項消防費、町単独事業、防災計画策定業務は、関係機関からの意見聴取等による計画案の修正に時間を要したため、年度内完成が見込めなくなったためであります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、町単独事業、林道水川線災害復旧地質調査業務委託は、今回被災した路線が地すべりの可能性のあるり面を長期的に経過観測する必要があることから、年度内完成が見込めなくなったためです。

第3表債務負担行為補正につきましては、6ページをごらんください。

川根本町議会だより印刷製本業務について、限度額を630万円にするよう追加をお願いするものであります。

第4表地方債補正につきましては、一般7ページをごらんください。

消防ポンプ自動車購入及び消防団詰所建設工事に伴う経費に係る緊急防災・減災事業債1,780万円の追加と過疎対策事業において、事業費の精査により、起債限度額を3,680万円減額の1億3,336万円にするよう補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

すみません、第3表の債務負担行為でございますけれども、63万円ということをお願いいたします。すみません。長くしゃべりましたら間違えました。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、修正。

○総務課長（前田修児君） ただいま、最後の部分です。起債限度額を1億3,360と言いましたけれども、1億3,660、申しわけありません。訂正をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 非常に長い説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

説明が長かったので、私は質疑を簡潔に、言い切り型で通告どおりに読み上げさせていただきますので、失礼かと思いますが、よろしく願いいたします。

第1点が、19ページ、2款2項1目企画総務費、①レールパーク関係の報償費や委託料がほとんど減になっていますけれども、理由と今後の計画を。②委託料のまち・ひと・しごと創生総合戦略基本調査業務委託料1,129万7,000円の積算根拠と、どこへどんな調査を委託するのか。総合計画策定もあり、共有できることも多いのではないかと。どういうふうに進める予定か。お答えをお願いします。

第2問、20ページ、2款2項4目環境企画費、19節まち・ひと・しごと創生全国ホテル研究大会事業費補助金300万円の積算根拠は。

3問目、23ページ、3-1-2というふうに簡潔にします。3-1-2、19節の細節、地域活動支援センター利用負担金40万8,000円の減額の説明を。

問4、23ページ、3-1-3、老人福祉費、13節細節4、在宅高齢者配食サービス事業委託料830万円減額の説明を。

問5、24ページ、3-2-3、子育て支援対策費、7節臨時雇い賃金233万円の減は、三ツ星保育園へ臨時雇いの人が異動するとの説明でしたが、異動先を増やすべきではないかということについて。それから、3歳未満児の増加に、正規の保育士でなく臨時で対応するのは問題ではないか。一時的とは思いますが、今年度の保育士確保の見通しはどうか。

問6、同日で13節放課後児童クラブ業務委託料170万円減額の説明を。

問7、26ページ、4-1-6、環境衛生費、19節の細節22、環境衛生対策促進事業費補助金100万円の減額、当初予算が150万円でしたので、減額の説明を求めます。

それから、問8、28ページ、6-1-4、地域農政総合推進事業費、8節報償費の地域農政推進員の手当を20万8,000円、これ皆減です。それから19節の細節20、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金285万円の減、それから細節21の地域農業推進事業活動費補助金10万円も、これ、皆減になっています。22の鳥獣対策農地整備事業費補助金63万円も皆減になっています。大事な農業者支援なのに、利用者がいない理由をどう考えているのか。もっと使い勝手がよいように工夫すべきではありませんか。

問9、29ページ、6-1-5、茶業推進対策費でも、19節の細節21、22、23、25で計780万円の減額になっています。利用が少なかったのをどう考えているのか伺います。特に、細節23の中山間地域農業推進整備事業補助金は200万円が皆減となっていますけれども、手厚い農業支援を目指す当町で、もっと活用していただく工夫が必要ではないか伺います。

問10、30ページ、6-2-2、林業振興費、19節で410万円の減額も、実績による減とのことですが、実績が少なかった理由を伺います。また、PRが足りなかったのか、自己負担が大きいのか、この減についてどう考えているか伺います。

問11、31ページ、7-1-2、商工業振興費、19節細節28のまち・ひと・しごと創生お買い物券発行事業費補助金1,575万円は、7,000万円のプレミアム券の20%分1,500万円と商工会事務費75万円ですが、全額繰越明許としています。一人限度額や実施期間はいつなのか、今年度当初の1,050万円の補助金の実績、効果はどうか伺います。

問12、32ページ、7-1-9のユネスコエコパーク推進費、13節の委託料、DVD作成で158万3,000円の当初予算を70万円減額になっていますけれども、何枚づくり、どのように取り扱っているのか、活用するつもりかを伺います。また、希望者への販売など可能なのか伺います。それから、細節2のツアーガイド育成委託料232万8,000円の当初予算を150万円減額をしていますけれども、職員がエコパーク登録やトーマスなどに追われて忙しかったという説明がありましたが、人が足りないのではないか。今年もトーマスが行われますけれども、昨年以上に波及効果などを生み出す工夫がいろいろ協議されました。必要です。担当者を増やす必要があるのではないか、伺います。

問13、33ページ、8-2-1の1目、2目、3目で、国の防災・安全交付金が増えたり減

ったりしていますが、何か理由といたしますか、根拠があるのか伺います。

問14、34ページ、9-1-3、消防施設費、13節委託料の512万5,000円の減額、15節工事請負費で1,000万円の減額について、説明と積算根拠を求めます。

それから、問15、9-1-4、災害対策費、13節委託料で、細節4 デジタル防災行政無線システム整備設計業務委託料が1,652万4,000円、皆減になっています。それから、細節5 の設計委託料も450万円が皆減になっています。説明を求めます。

それから、問16、35ページ、10-1-3、教育総務費、13節委託料、細節5 小中学校運動場状況調査設計委託ですが、当初予算に718万2,000円上げていて、124万2,000円の減額です。差金だと思いますけれども、調査結果はどうだったのか伺います。

それから、問17、36ページ、10款3項2目の教育振興費、13節委託料、中学生海外英語研修事業委託料で185万6,000円の減額ですけれども、実施した内容など、説明をお願いいたします。それから、14節の細節6、車両借上料が110万円、当初予算が125万円に比べてほとんど使っていないという減額になっていますけれども、理由の説明を求めます。

最後に、18問目ですけれども、4ページの前のほうに戻ります。繰越明許費の7款商工費、1項商工費のところのまち・ひと・しごと創生大井川流域観光事業の2,325万円という金額の説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 非常にたくさんの質疑がございますが、ここで暫時休憩をして、午後から答弁を求めます。

再開は1時から行います。

休憩に入ります。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、鈴木さんの質疑に対して答弁を求めます。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

企画費の企画総務費からレールパーク構想の減額経費の理由と今後の計画です。

減額補正の理由につきましては、当初、新規に検討委員会の設置を想定していましたが、構想の位置づけが川根本町の観光振興計画の施策の一部であること、検討、検証を既存の構想検討会議で行うこと等としたこと、また、昨年3月26日の大井川鐵道のダイヤ改正の影響もあり、26年度での発展的な取り組みを進めることができなかつたことによるものです。27年度以降ですけれども、地域の活性化の一つとして取り組む必要性があり、検討の継続を行

うこととしております。現在の環境の変化により対応を考えていくこととなります。状況によりましては、総合戦略の一つとして取り組むことも考慮をしております。

2番目の御質問のまち・ひと・しごと創生総合戦略基本調査業務委託料の関係です。

戦略基本調査業務委託料の積算根拠は、27年度内の完成が求められている業務であり、その内容は、地方人口ビジョンとして町の人口動向分析及び将来推計、将来展望に係る調査検討業務であり、総合戦略関連として、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画策定に係る調査業務となります。金額につきましては、業者からの見積もりにより予算措置をいたしました。委託先は、指名業者によるプロポーザル方式での決定をして契約をする予定でございます。

引き続きまして、総合計画との関連性ですけれども、調査結果は、第2次川根本町総合計画と関連させていくこととなりますので、検討組織や調査内容を生かした会議等の持ち方を工夫していくこととしております。詳細につきましては現在検討中でございます。

続きまして、環境企画費、2-4の全国ホテル研究会の300万円の積算根拠です。

全国ホテル研究大会事業費補助金300万円の積算根拠は、全国ホテル研究大会運営費における交流会会場設営費及びアトラクションの謝礼等に充てるものです。

会場設営費につきましては、交流会の会場が寸又峡イベント広場を計画しており、200人収容の大型テント、テーブル、椅子及び照明や音響設備などの経費で、イベント会社の見積もりによるものです。

アトラクションの謝礼につきましては、赤石太鼓保存会及びフラダンスを披露していただける団体への謝礼となります。

また、交流会の会場につきましては、山村開発センターの健康増進施設の使用も検討いたしました。宿泊施設が寸又峡ですので、そちらからの移動に時間がかかること及び移動手段の送迎用バスも必要になることなどから、寸又峡会場と総体的に比較検討した結果、寸又峡を会場とすることとなりました。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、企画課に引き続きましてお答えをさせていただきます。

3-1-2の19地域活動支援センター利用者負担金皆減についてでございますけれども、地域生活支援事業として、障害を持った方が地域で生活していくために創作的な活動や社会との交流を支援するための地域活動支援センター利用のための負担金でありましたが、2月末現在、この負担金の対象となるセンター利用者がなく、今年度も今後が見込めないため皆減としたものであります。

続きまして、3-1-3-13在宅高齢者配食サービス事業委託料830万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算で対象者90人と計算し、年間202食を利用した場合の予算を計上しました。月当たり1,515食の予算となっております。実績で見ますと、月当たり約半数の730食前後の実績となったため、実績数値に基づいて減額したものであります。

続きまして、3-2-3の7子育て支援対策費、賃金233万円の減額ですが、年度途中から子育て支援施設の臨時職員を三ツ星保育園へ移動したことに伴う賃金の減であります。

一方、三ツ星保育園の臨時保育士1名が年度途中で退職したために人員の増減がなく、児童福祉施設費についての補正予算は計上をしませんでした。

なお、保育士についてでございますが、今年度2名の保育士を採用していただきました。4月からは現場の保育園での配置が予定をされております。

続きまして、3-2-3の13放課後児童クラブ委託料170万円の減額についてです。これにつきましては、当初予算では、指導員配分金6人で計算し、年間7,092時間、金額にして597万4,000円を当初予算で計上いたしました。実績数値から予測した年間の指導員の活動時間5,700時間程度で110万円の減額となっております。この指導員の時間数が減った理由としましては、開所日数また参加児童数に合わせた人員配置を行ったために減ったということでございます。

もう1点、クラブ消耗品としまして、当初72万円の予算を計上してございました。これは放課後児童クラブを利用している児童へのおやつ等の消耗品の予算を計上してございました。実績としまして、個包装というようなおやつではなく、一般的にお店で売っている大きな袋買い等でまとめた購入をしたために安価に購入ができたため、60万円の減額をして、指導員の配分金110万円、クラブ消耗品60万円、合わせて170万円の減額となったということでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 議員から御質問いただきました、環境衛生対策促進事業費補助金の減額補正の理由についてお答えいたします。

この補助金ですが、町内のごみ集積場やその周辺の環境保持のため、町内においてごみ集積場周辺環境整備事業を行ってくださる地域、団体等に対し補助金を交付するものです。

事業内容といたしましては、簡易倉庫やごみ保管庫のようなごみの収納、保管設備の設置、購入及び修繕に対する費用の3分の2以内、限度額30万円というものと、空き缶圧縮機等の消耗品や備品と機材等の購入費用に対し、同じく3分の2以内、限度額10万円という2種類があります。

対象となる地域、団体とは、各自治会、その他町長が認めた団体となっております。

平成23年度の実績が約140万円、24年度実績が約150万円でした。当初予算では30万円の限度額を5件分計上させていただいておりますが、平成23、24年度で周辺環境の整備がある程度促進されたためか、平成25年度は4つの区から5件の申請で、交付実績額は38万円でした。今年度、26年度の現時点での実績も、やはり4つの区から4件で、交付実績は24万円となっております。

このような現時点の交付申請実績から、当初予算額150万円から100万円を減額補正させて

いただくものです。

毎年4月の区長連絡会及び各地区から御推薦いただき、町長から委嘱させていただいております川根本町廃棄物減量等推進会議の席上等で、この補助金の関係資料をお渡ししながら説明をさせていただいておりますので、補助金の周知はできていると思っておりますが、これからも各自治会の皆様に有効に補助金を活用いただき、ごみ集積場周辺環境整備にご協力をいただけるよう、周知にもさらに努めていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 6-1-4地域農政総合推進事業費、8節報償費でございます。

これは地域農政推進委員手当20万8,000円の減額です。平成22年度から各地区から地域農政推進委員を選出していただき、特に町の農業施策の周知や耕作放棄地の調査業務を行ってまいりました。大変重要な業務の一つである耕作放棄地の調査は、農地や農業者の情報や事情を踏まえて実施していくことから、農業委員の権限により実施するのが適当であると考え、年度当初にこの制度を廃止を行いました。

19節負担金、補助及び交付金ですが、細節20の耕作放棄地再生対策事業費補助金ですが、平成21年度から第1期の5年間で、地形が平坦で再生しやすい箇所、貸借しやすい箇所などの放棄地が解消されました。今年度も事業計画があったわけですが、補助金の要件に当てはまらない農地であったり、未相続であったり等の理由により貸借できず、年度内事業が見込めなくなっていました。285万円の減額です。

細節21の地域農業推進事業活動補助金と細節22の鳥獣対策農地整備事業補助金は、地区協議会を立ち上げての事業となりますが、希望する地区がありませんでした。合わせて73万円の減額です。今後は、農地の適正な再生利用が図られるよう、現在の要望を見直していきたいと考えております。

6-1-5茶業推進対策費です。19節負担金、補助及び交付金、細節21農産物振興事業150万円の減額です。茶園の改植事業ということで、250a、375万円の予算に対し、136a、240万円の実施見込みであります。茶草場農法実践補助金ですが、500a、25万円の予算に対し、200a、10万円の実施見込みであります。

細節22農業関係事業費補助金150万円の減額です。粗茶加工施設機械の整備ですが、1件150万円の計画に対し、2件、90万円の実施見込みであります。乗用型摘採機の導入ですが、2件、150万円の予算に対し、1件、90万円の実施見込みであります。

細節23中山間地域農業推進整備事業費補助金200万円の減額です。この事業は県の補助事業でありまして、3人以上の農業者で組織する団体、または法人に対する補助事業であります。計画は1件で、計画していた団体と調整をしてまいりましたが、まとまらず、事業を取りやめることとなりました。

細節25茶共済事業補助金280万円の減額です。9月補正で茶園面積の8割加入を目指して予算を認めていただきましたが、共同製茶工場で生産証明が得られる方が対象で、自園自製

農家の方は加入できませんでした。加入状況ですが、補助金のベースで、平成25年度8組合、58件から、本年度は18組合、175件の加入となりました。そのほかに町外者の方でも6人が加入をしております。

6-2-2 林業振興費です。19節負担金、補助及び交付金、細節21野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金150万円の減額です。この事業は、防護柵、電気柵等の防除設備と捕獲用わなの購入補助です。今年度の実施箇所ですが、防除設備60カ所、捕獲用わな16件の実施見込みです。防除施設はここ数年で町内300カ所整備されておりまして、対策の必要な箇所の整備がほぼ落ちついてきたということが考えられます。

細節26林業振興基金事業費補助金100万円の減額です。減額の主な理由ですが、林業担い手育成事業において、計画では2人を予定しておりましたが、申請では1人となり、減額となりました。

細節27森林整備地域活動支援事業費補助金160万円の減額です。森林経営計画支援事業、当初計画では30haを見込みましたが、実施見込み100haとなりました。これは森林組合が取りまとめを行っておるわけですが、年度途中に森林組合の職員の担当が変更となりまして、取りまとめに時間が要して面積の縮小となってしまいました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、7-1-2 商工振興費、お買い物券に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

繰越明許の関係の限度額と実施期間及び26年度の実績効果という御質問かと思えますけれども、まず、26年の実績と効果について御説明をさせていただきます。

26年度については総額6,000万円のお買い物券を御購入いただいておりますが、99.8%の5,987万8,000円を利用いただきまして、換金をさせていただいております。使っているお店については、食料品を中心として28の業種にわたっております。中ではいろいろな形で各店ごとのポイントを付加するとか、独自のサービスを行うことによって、この商品券、お買い物券の狙いであります新たな消費喚起という形の取り組みをしている事例もございます。

繰越明許にかかわる1人頭の限度額とか実施期間につきましては、事業実施の取り扱い主体となります商工会を中心に、今検討しているところでありまして、一昨年までは、上限5万円、昨年、26年度は3万円という形で実施をいたしました。金額の上限については効果的な差は大きなものは見られないというような報告もいただいております。それらも加味する中で検討していきたいと考えております。

販売時期につきましては、当町の消費活性化する時期、夏のお盆の前の時期等々には間に合うような形での販売期間を想定をしているところであります。

続きまして、7-1-9のエコパック推進費に関しまして、2点の御質問をいただいております。

まず、DVDの関係でございますけれども、DVDは一般向けの内容のものと、いわゆる児童・生徒を対象としたものと、2種類のをそれぞれ50枚ずつ作成をする予定であります。この50枚以上につきましては、いわゆる作成した権利は当町にございますので、複製になりますけれども増刷は可能というふうに考えております。いろんな形で、御希望のある方についても配布という形のものも可能ではないかというふうに考えております。利用については、一般向けにつきましては、庁舎等様々な公共施設で視聴する場を設けたり、児童・生徒については、いろんな形で学校と教育委員会といろいろ協議をしましてまいりましたけれども、環境教育とかいろんな形、地域教育の中で活用いただければというふうに考えております。

2点目のツアーガイド育成費の減額につきましてであります。こちらの言いわけじみた話で大変申し訳ありませんけれども、トーマスの関係の対応については、正直、なかなか想定を超えるお客様が見えたということもあって、対応に追われたということも事実であります。しかしながら、事業取り組みについて様々な点で工夫が足りなかったということも反省をしております。それらを踏まえまして、新年度につきましては早期に新たな対応を組むような形で、当事業が円滑に進むよう努力をしましてまいりたいというふうに考えております。

人数的なもので足りる、足りないについては、私のほうからお答えする立場にないものですから、与えられた中でできる職務を果たしていくような形で対応すると、こういう考えであります。

もう1点、商工観光課の一番最後のところ、18番目という形で、繰越明許費の商工費のまち・ひと・しごとの内訳はという御質問をいただいております。2,325万の内訳につきましては、うち500万円が国道362号線の交通整理にかかわる金額でございます。残りのものにつきましては、音戯の郷を中心として事業を実施しますトーマス関係の運行期間に、音戯の郷で独自に開催をするさまざまな関連イベントの経費、そこで提供する印刷物の印刷費でありますとか、イベント自体のイベント委託料、会場の設営費、またスタッフにかかわる人件費等1,825万円を計上させていただいております。その合計が2,325万円となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8款2項1目、2目、3目で、国の補助金、交付金の増減についての根拠について説明させていただきます。

国の交付金につきましては、先ほど町長から説明がありましたように、1,914万円の減額となりました。基本的には減額補正になるわけですが、この補助金はそれぞれの事業ごとに決定されています。そのために、1目では当初予定していた事業費が増えていきますので、それに交付金のほうの充当を増やしたために増額、あと、2目、3目につきましては事業も減って、また交付金のほうも減っておりますので、減額をさせていただきました。財源

更正になります。それによって、その目ごとで増えたり減ったりというようなことになりました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 続きまして、消防施設費のほうですけれども、9-1-3、13節の委託料の512万5,000円の減額につきましては、未登記の消防施設、これは耐震性貯水槽とかポンプ小屋ということになりますけれども、この分筆登記を、当初予算では7カ所程度予定をしておったんですけれども、最終的に必要となったものは、奥泉の防火水槽の1カ所のみだったため、残りが不用になったものです。また、今年度予定をしておりました奥泉のポンプ小屋の設計監理委託料につきましては、建設場所について地元と用地の選定とか取得についての協議・検討に時間を要したため、結果として、平成27年度に入ってから設計監理及び建設を行うこととしたため、委託料の324万円が皆減となったものです。この2件の委託料の当初予算額618万7,000円に対しまして、分筆登記手数料の支出済額が106万2,000円でありますので、差額の512万5,000円が不要となったものであります。

15節工事費1,000万円の減額につきましては、当初、耐震性貯水槽を3基設置の予定でございましたが、上長尾地区に予定しておりました用地が所有者の方の御都合により確保ができなくなったため、当初予算額4,536万8,000円から、5分団の一部の富士川の詰所の建て替えに伴う工事費及び残りの耐震性貯水槽2基の合計の支出見込み額、これが今、補正の予算編成時には3,350万ほどでした、を差し引きまして、残り120万ほどを工事の変更計画の可能性を残しまして、余裕を持って1,000万円という額を減額をさせていただいたものであります。

続きまして、9-1-4災害対策費でありますけれども、13節委託料1,652万4,000円の減額につきましては、当初、デジタル防災行政無線システムの必要出力20Wというのがあるんですけれども、それが確保できるかどうか不明であったということでもあります。そのために、当初予算に、もし確保できなかった場合の設計の予定額1,652万4,000円を計上しておったんですけれども、結果的には必要出力の20Wが確保できたということになりますので、全額が不要となったものであります。

また、450万円の設計委託料の減額につきましては、当初予定をしておりました南部地区と北部地区の防災倉庫の建築がありましたけれども、これを次年度以降での建設としたため、皆減となったものであります。この防災倉庫につきましては、南部地区につきましては建設用地の変更によりまして、次年度、平成27年度での建設を予定しております。また、北部地区につきましては、現在の防災倉庫は1階を防災倉庫、2階を書庫として使用しておりますけれども、この使用状況につきまして関係部署等とのさらなる協議が必要となったということで、建設を延期しております。今後の計画は未定となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 教育費の関係について2点お答えをいたします。

なお、通告書では10款1項3目教育総務費になっておりますけれども、教育諸費並びに小中学校運動場状況調査となっておりますけれども、小中学校屋内運動場、いわゆる体育館の状況調査ということでお答えをさせていただきます。

文部科学省の指導により、小学校、中学校の体育館の天井の状況や照明器具等の安全性について、地震対策を講ずるための調査並びにその対策を平成27年度中までに実施することというような指導がありますので、この指導に基づいて、平成26年度は小中学校6校の調査を行いました。調査ですけれども、専門業者に委託しまして近接目視検査、それから打音検査を行いました。

状況ですけれども、まず、本川根小学校にあつては、もちろん調査に基づいて校長さんともいろいろ検討したわけなんですけれども、本川根小学校にあつてはつり天井ということがありますので、つり天井にあつては撤去する。それから、第一小学校、中央小学校、南部小学校にあつては、バスケットゴールがつり下げになっておりますので、授業等でも活用はないということですので、撤去をする。それから、つり縄の棚ものですけれども、これについても撤去する。それから、照明器具にあつては落下防止のためのワイヤーがけを行うと。本川根中学校にあつては、照明器具の落下防止のためのワイヤーがけ、それから放送用のスピーカーの固定のための落下防止を行う。それから中川根中学校では、つり下げ式のバスケットゴールの補強を行う。つり縄の取り付け部の補強を行う。照明器具にあつては落下防止のためのワイヤーがけを行うということで、現在、この方向性に基づいて実施設計を進めているところであります。この実施設計を受けて、平成27年度の早期に対策のための工事を実施したいというふうに考えています。

2点目の中学校費の中学生の海外英語研修事業減額の説明ですけれども、当初予算では参加者20名、1人当たり38万6,200円で772万4,000円の予算措置をいたしました。業者の選定は見積もり合わせによって行いまして、参加者は、中学生15名、引率3名、計18名で、1人当たり32万5,981円ということになりましたので、参加者の減並びに1人当たりの事業費の減によりまして、今回の185万6,000円の減額ということになっております。

もう1点、車両借上料の減額の理由ですけれども、スクールバスを7台運行しておりますけれども、スクールバスの運行にあつては、登下校の運行以外にR G授業、連携授業の移動あるいは校外活動あるいは中学校の部活動にもスクールバスを活用しているところであります。スクールバスが利用できない場合のために、営業バスの借上料として当初予算に見込んだわけですけれども、1回当たり12万5,000円掛ける10回程度をスクールバスが利用できないときのための営業バスの借り上げということで予算措置をいたしましたけれども、結果ですけれども、スクールバスの調整によりそのほとんどがスクールバスで賄えたということで、借り上げバスの予算を減額するというので、実績としては借り上げバス2回の借り上げで賄えたということでもあります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。やっぱり聞いてみないとわからないなと。

3点になりますか、再質問をします。

問4のところですけども、配食サービスの点についてです。高齢者を本当に大切に思っている川根本町としての温かい福祉事業だと感じています。よその町ではやっているところもそんなに多くはないんじゃないかと思っています。それだけに予算を半分以上も残したというのは、全食を利用者が週4回とってくださるということを、それも多めに見積もった予算であったことからこういう減額になったということもありますけれども、私は、旧中川根のほう、特に徳山地区しか見えないんですけども、やっぱり1食100円だった自己負担が300円になったことで、本当にこの人やめてしまうのというような方が、とっていただけてほしいなと思うような方が、お弁当をやめているという状況があります、見かけます。

そういうことを見ると、一番必要とする高齢者が栄養補給や安否確認など、そういう目的から、まだ元気で、90歳を過ぎても、幾らお勧めしても、私は大丈夫よ、やれるよというしっかりした人は、それぞれでとってもありがたい、いいことだなと思うんですけども、そういうお金を気にしてやめる方がいらっしゃるというのは非常に残念で、安否確認や栄養補給という目的から、この事業が少し外れていっているのではないかという気がしてきます。身寄りのない、ひとり暮らしの収入も少ない高齢者に対して、福祉弁当としての目的を達するための事業として、ぜひ続けていただきたいし、そういう方々にお弁当がいくように予算もたくさん見積もったという、計上したということもありますけれども、ぜひそういう方々へ1人でも多くお弁当が配達されるようにということでは、自己負担の軽減などの措置も必要ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

次に、質問10の茶業推進対策費のところですけども、減額がたくさん出ているわけですね。それで課長さんも一つ一つ細かく説明してくださって、原因はちゃんとあるんですけども、当初予算で上げた予算ですので、議会でも承認した予算ですので、ぜひ何か活用を考えていただきたいなど。特に大鐵沿線や林道などで景観をよくするために景観伐採など、今少し進んでいるみたいですけども、こういうことに対しては自己負担などもなしで……間違えました、問10のところですよ。問10の林業振興費のところの再質問です。見間違えました。ここで実績が少なかったということでは、PRが足りなかったか、自己負担が大きいかという質問をさせていただきました。こういうことに対して1つの提案として、自己負担を軽くして、景観伐採などをもっと積極的に進めるという方法がとれないものかということをお聞きします。

それから、最後のところは先ほどの繰越明許のところの説明を聞きました。わかりました。以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

配食サービスの関係でございますけれども、確かに議員おっしゃいますように、当初では90人の人員を見込んでございました。これが多いのか少ないのかはいろいろな問題があると思いますけれども、26年度におきまして、4月当初の配食者の人数が56人でございます。それが月ごとに追っていきますと、9月54人、6月58人、7月60人、8月60人、9月64人、10月70人、11月68人、12月72人、1月76人、1月現在で見ますと、年度当初より20人の配食者の増加がいらっしゃいます。ということは、これはやはりそれだけこの配食サービスを利用したいと思っている高齢者の方がいらっしゃるということでございます。

ただ、高齢者の中にも調理等は自分でどうしてもしたい、自立した生活を守っていききたいという方もいらっしゃいます。それにつきましては、地域包括支援センターの職員を中心としましてアセスメントを行っております。そこで必要と認められた方には配食のほうを勧めているということでございます。

引き続き、来年度以降も300円という単価でお届けする予定になっておりますので、引き続きこの事業について進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 自己負担の件ですが、防除設備が資材費の2分の1、わなについては8割の補助でやっております。

あと、鉄道沿いの景観伐採ですが、企画課のほうで進めておりまして、産業課では景観伐採はとり行っておりません。

また、森の力再生事業というような事業もありまして、負担なしで山の整備をできるような事業もありますので、箇所がありましたら申し出ただけければ、また検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質問はありませんか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、2点質問をさせていただきます。

全協で説明していただいたとは思いますが、私は少し聞き漏らした点がございまして、再度お答えを願いたいと思います。

まず、3款2項2目の20扶助費ですが、ページでは24ページでございます。728万3,000円の減額になっておりますが、保育所運営委員会を傍聴させていただいたときいただいた資料で、聖母保育園については定員を上回る措置児童というんですか、入所児童がいるという資料をいただいておりますが、ここが減額になっているというのは、当初はもう少し多く見込んでいたのか、児童数、例えば未満児と3歳児とか、4歳以上児、その区分が変わってきているのか、その辺について、まず伺いたいのが1点であります。

それと、7款1項3目15の工事請負費の300万円の減額を商工観光の関係でされておりますが、いろいろ関係者から要望のある大札山等のベンチ等とか案内看板、そういうものの整備というものがなされていたのか。そういうものをぜひ、繰越明許であってもそういうものをしていただきたいというふうに考えますが、その2点について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、中澤議員の御質問にお答えいたします。

3款2項2目児童福祉施設費の扶助費728万3,000円の減額でございます。これにつきましては全員協議会でも御説明をさせていただきましたけれども、予算計上する段階で40人の入所児童をベースとして見込んでおりました。実際の入所の人数を申し上げます。4月が34人、5月が34人、6月が35人、7月が36人、8月が35人、9月が36人、10月が36人、11月が36人、12月が36人、1月が35人、2月が36人ということで、40人を下回っております。その差額ということで728万円の減額が発生したということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、中澤議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

7-1-3の15節の工事請負費の減額の内容でございますけれども、まず、三ツ星キャンプ場の遊具設置工事を当初予定しておりましたけれども、協議する中で、遊具設置ではなく遊具撤去という形の改修になったということ。また、智者の丘の遊歩道の工事については、現場等を精査する中で工事内容等をより精査したことによる工事請負費の減額。

一方、くのわきキャンプ場につきましては、いろんな整備工事を詳しく精査することによって、逆に工事費が伸びたということも踏まえて、工事請負費の中での調整をした金額の結果でございます。

また、中澤議員の御質問、以前の議会でもお話がありました大札山のベンチ等につきましては、基本的には27年度対応という形で考えております。ただ、現場が現場なものですから、諸材料については基本的に現地調達ができれば一番ありがたいという形で思っておりますけれども、予定ではそんな形でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第22号 平成26年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第3号)

○議長(中田隆幸君) 日程第16、議案第22号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第22号です。平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,838万円としたいものであります。

今回の補正は、電算システム改修業務委託料の追加と実績見込みに基づく介護保険給付費の補正をお願いするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

介護4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は297万円の増額です。これは介護報酬改定等に伴う介護システム改修経費の追加をお願いするものであります。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は500万円の減額です。これは実績見込みに基づく介護予防サービス等諸費及び特定入所者介護サービス等費の増額に対する居宅介護サービス費及び施設介護サービス費の減額をお願いするものであります。

介護4ページ、5ページをごらんください。

第2項介護予防サービス等諸費は260万円の増額です。これは実績見込みに基づく増額です。

介護5ページをごらんください。

第6項特定入所者介護サービス等費は240万円の増額です。これは実績見込みに基づく増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

介護3ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は148万5,000円の増額です。これは介護保険システム改修事業に伴う介護保険事業費補助金の追加をお願いするものであります。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は148万5,000円の増額です。これは介護報酬会計等に伴うシステムの改修に係る一般会計繰入金の追加をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1問目は、4ページの1款1項1目の一般管理費13節、細節6の介護保険システム改修業務委託料297万円ですけれども、何のシステム改修かを伺います。

それから、2点目は、2款2項1目介護予防サービス等諸費と、それから2款6項1目特定入所者介護サービス等費でも、19節の負担金、補助及び交付金の増額分を全額一般財源を充てているんですが、なぜ全額一般財源なのかをお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、介護保険システムの改修についてでございますけれども、何のシステムかということでございます。このシステムは、介護保険にかかわって、介護認定から給付費支払いまでに対応した介護保険の総合的なシステムでございます。今回は平成27年度からの介護報酬の改定が予定されております。それに対応するため、補助金をいただいてシステムを改修するものでございます。

2点目の一般財源ということでございますけれども、これは介護保険事業特別会計の中の一般財源という意味でございます。一般会計の繰入金とか、そういうものではございません。以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目の27年度より介護報酬の改正があるということで、そのシステム改修だということですが、その点について、もっと詳しく説明を求めます。

それから、2点目の答弁ですが、一般財源と書いてあるから一般会計からの繰り入れでないことぐらいは、特別会計なので、どの議員さんも御存じだと思います。一般財源というのは介護保険料に決まっていますよね。だから、介護保険料をなぜ充てなければならなかったのか。こういう予防サービス、それから特定入所介護サービスなども、国、県、国もあるのかどうか、ちょっと今定かではありませんけれども負担割合があるわけですね、町、保険料。そういう負担割合があるのに、全額介護保険料を充てているということは、介護保険料を使っているということですよ、全額。そういうやり方が正しいのかどうか、その点を確認をしたいと思って質問をしました。答えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） まず、1点目の介護報酬の改定の件でございますけれども、ただいま、その詳しい数字のほうは把握してございません。これからの国の通知を待ったところでの改修になると思います。

2点目の一般財源という意味でございますけれども、この中につきましては、給付費でございますので国県支出金、その他、それから一般会計繰入金、保険料等が含まれた財源内訳となっているということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう国県給付費等の財源更正になっているということですよ。それなのに、なぜ、例えば19節の増額分、介護予防サービスとか地域密着型予防サービス、それから介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、こういうものが増額になって、260万増額補正が出ているわけですよ。それに対して、その財源になぜ全額負担割合が決まっているはずなのに、加入者の貴重な負担である介護保険料を全額ここに充てるのかということをお聞きしたんです。次の6項の1目も同じことです。国県支払基金、それから一般会計からの繰り入れ、それぞれの負担割合があるはずですよ。そういうものが出ないで、なぜ介護保険料だけをここに充てるのか、支出するのか、その点をお聞きしているんです。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、この財源の内訳、500万の減額分、それから500万の増額分につきましては、それぞれ国県支出金から一般会計繰入金、介護保険料それぞれが、定められた割合によって財源更正をされているということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 反対討論をしなければならないのが非常に残念なんですけれども、1点目の介護保険システム改修業務委託料ですけれども、この点で27年度から介護報酬が改定されるということで、大変新聞なんかでもこの間取り上げられている特養とか、介護事業者への報酬が2.7%ぐらいでしたっけ、下がるよということで、大きく経営を圧迫するんじゃないかということがしばしば取り上げられています。それに基づく改修ということで、私はこのことだけで反対しようとは思っていませんけれども、当町の介護事業者もこ

ここに介護報酬の削減に当たるところは特養など出てくると思いますので、でも増床もしてくれらるということで、反対する気はなかったんですけども、非常に大きな国の改定、介護サービス事業に影響する大きな改定だと思っています。

そして、反対討論に立ったのは、2点目の鳥本課長の答弁において、何回聞いても、国県支払基金、一般会計からのその負担割合、財源更正だと言われるわけですね。財源更正、どこにも出ていません、この2款2項にも、2款6項にも。1款1項と2款1項の500万円の減額、1款1項1目はそれこそ一般財源は使っていないわけですけども、2款1項1目と2款2項1目、それから2款6項1目のプラス・マイナスの500万マイナス、それから、合わせて500万プラス、増額、そここのところの財源更正ですという説明では、それぞれの款項目の財源更正の説明にはなっていないと思うんですよ。このそれぞれの款項目の財源更正になっていないことをお聞きしたのに、2款2項1目、2款6項1目、ここが一般財源だけ、住民の負担である貴重な介護保険料だけを充てているということについてきちんとした答弁がなかったということで、私はそういう認識のもとで賛成することはできないので、反対討論を行いました。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 賛成の立場で。

先ほどの鳥本課長の説明で、2款1項の19節、居宅介護サービスの260万円の減額、そして一番下の2項の介護予防サービス諸費の260万、それと1項の19節、細節5の240万の施設介護サービスの減額と、2款6項の入所者介護サービスの240万、財源更正だという説明に納得いたしましたので、賛成の討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

よって、議案第22号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第23号 平成26年度川根本町いやしの里診療所

事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第17、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,273万円としたいものがあります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、350万2,000円の減額です。これは実績見込みに基づく運営委員報酬、臨時職員の賃金、医師募集に係る広報料の減額です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、350万2,000円の減額です。これは実績見込みによる一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

最初、町長の行政報告でしたっけ、挨拶のとき、お医者さんのことについて、いやしの先生との話し合いや上長尾診療所のこともいろいろ頑張ってやっていたらという報告があったので、通告したのは取り下げようかと思っていたんですけども、大事なことなので、やっぱり、広告料を皆減をしたということで、医師月報ですか、載せるのをやめたということでは、いやしの里診療所だけではなくて、上長尾診療所のお医者さんも緊急に探さなければいけない状況で、医師月報の掲載をやめたということについて、なぜやめたのか。

それからお医者さんの確保について、本当にこの町にとって大きな問題です。お医者さんが、高齢化をされているお医者さんもいらっしゃいますし、安定的に確保できるためには、例えば奨学金の、町へ帰ってきてお医者さんをやってくれたら、もう返済無用だよというのを取り入れているような自治体もあると、創設しているような自治体もあると聞いていますので、そういう将来の確保の見通しなども町長にお聞きしたいと思って、質問に立ちました。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の先生の確保の問題、非常に微妙なところが実はございます。そのような中で、先ほど冒頭の行政報告で申し上げたのは、いやしの里の診療所の先生を来期からもお願いしたいという話を確認をし、了承をいただいたということが一つです。

それから、今話に出ました募集の関係は、ホームページ並びにそのほかの面では一旦取りやめました。と申しますのは、今、県下の医師会報に募集をかけましたら、先生が1人こちらのほうへ来て見てみたいというような話があったものですから、取りやめたという経緯があります。

いずれにしても上長尾診療所の関係、油谷先生が3月いっぱいではやめられるというような中では、喫緊の問題として医師の確保が重要だということで、今、榛原郡の医師会等と、大変県の皆さんも心配していただいております、対応しておりますけれども、今ここで発表するような事柄ではないというようなことで、御理解をいただきたいというようなことです。

当然ながら、皆さんからも、いろんなつてがありましたら役場のほうへ教えていただき、それぞれ接触をしながら対応していくことが重要であるということが大事だと思っております。役場のほうでも対応は一生懸命やっておりますけれども、なかなか条件等難しい問題も出てくるものですから、何とか皆さんのお知り合いの中からでもこちらのほうへ紹介をしていただければ、対応しなければならぬというようなことは今現実としてありますので、また温かい御支援をお願いしたいというふうに思います。

今現在は、診療所の関係でお話に県総へ行ってきたということで御理解いただきたいと思っております。

（「もう一つ、奨学金のこと」の声あり）

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどもお話ししましたがけれども、昨年の12月に実は寄附をいただいた方がございます。私は、その基金等は、当然1,000万程度では少ないと思っておりますけれども、ある程度いろんな資格があるわけですが、やはり資格を取ろうという目的のある皆さんには、奨学金等の対応も必要ではないかというような思いがあります。今の金額では少ないものですから、人材を育成する、または将来の育英資金的なものも対応をする必要があるというふうに、将来に向かって人材を育てるということを町が中心となってやる必要があるという思いは持っておりますので、具体的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第24号 平成27年度川根本町一般会計予算

◎日程第19 議案第25号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第20 議案第26号 平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第21 議案第27号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第22 議案第28号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第23 議案第29号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算

◎日程第24 議案第30号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中田隆幸君） 日程第18、議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算から日程第24、議案第30号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号から議案第30号まで一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第24号、平成27年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成27年度当初予算は64億6,100万円です。前年度と比べ12億3,400万円、率にして16.0%の減額となる予算を編成させていただきました。

平成26年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や高度情報基盤整備事業への着手など、身近な事業に重点を置き、事業展開をしてまいりました。

平成27年度予算につきましては、高度情報基盤整備事業により整備した施設の本格的な運用と利活用、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や多彩な地域資源を生かしたまちづくりの推進などに重点を置き、予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成27年度予算編成に当たっては、自然災害等に備えた防災対策、人口減少、少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育の充実による「安心して住めるまちづくり」、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化・6次産業化、町民全体の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」としてユネスコエコパークの理念の普及啓発をはじめとする取り組みのさらなる推進や、様々な機会を捉えた地域情報の発信や誘客対策等の実施による地域間交流の促進、人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援による「交流とふれあいのまちづくり」を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、資料28ページをごらんください。

財源の構成では、自主財源が36.3%、依存財源は63.7%となっております。地方交付税が37.15%、町税が20.35%、国県支出金が9.93%となり、財政調整基金などの繰入金11.52%、町債13.45%を占める割合となっております。地方交付税では、国、県から示された資料をもとに計上しました。町税につきましては、個人の町民税の所得割が平成26年度当初予算時の見込み額より当初調定額が増となったことを考慮し、平成27年度を試算した結果増額となり、また、固定資産税については、大規模償却債については増額となりますが、減価償却などにより、国有資産等所在市町村交付金については減額となる予算を計上いたしました。

国庫支出金の減額については、保育所施設型給付費負担金は増額しておりますが、児童手当国庫負担金、高度情報基盤整備事業に係る補助金、臨時福祉助成金給付事務費補助金、子育て世代臨時特例給付事務費補助金の減額が主な理由で、61.17%の減となっております。

県支出金は、TOUKAI-0 総合支援事業費補助金、統計調査費委託金の増額及び急傾斜地崩壊対策事業費補助金、観光施設等の整備に係る補助金の追加はあるものの、保険基盤安定負担金、高度情報基盤整備事業に係る補助金、保育対策等促進事業費補助金、子育て支援事業費補助金の減額が主な理由で、32.36%の減となっております。

自主財源では、町有林ヒラト造林事業に係る売払収入の増額により財産収入が23.31%の増、財政調整基金を含む繰入金は、財政調整基金、林業振興基金、長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金、緊急地震対策事業基金の増額、減債基金、まちづくり基金、社会福祉基金、地域振興基金は減額しており、1億7,703万6,000円、率にして19.22%の減となりました。

資料19ページをごらんください。

歳出予算の目的別の構成比では、町有財産管理や庁舎管理、コミュニティ施設整備事業などの自治振興事業、まちづくり事業、高度情報基盤整備事業により整備した施設の本格的な運用及び利活用、町営バスの運行、環境対策の推進に関する総務費が15.62%、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は20.22%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や飲料水供給施設、水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は10.56%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が8.15%、小災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は11.59%、平成26年度に制定した教育ビジョンの実践や小中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は10.71%を占めています。

また、起債の元利償還金である公債費は、10.52%と依然大きな割合を示しております。

資料31ページをごらんください。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備と北部地域のデジタル防災行政無線システム整備事業により、投資的経費が20.22%で、前年度より47.37%の減となっております。

義務経費は、職員の採用などにより人件費の増額、訪問看護ステーション利用者交通費扶助費追加、徳山聖母保育園施設型給付費増額、こども医療費扶助について対象年齢を高校3年相当まで拡大したことなどにより扶助費が増額、縁故債の繰上償還の終了などにより公債費が大きく減額となり、3億2,798万2,000円の減、構成比は34.77%を占めており、前年度より12.74%の減となっております。

物件費では、臨時職員の賃金の減額、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、備品購入費、委託料などが増額となり、2億4,475万7,000円の増となり、構成比は21.86%、前年度より20.97%の増となっております。

維持修繕費では、修繕料などの増額により、構成比は0.63%、前年度より5.18%の増となっております。

補助費等は、常備消防事務委託料、川根地区広域施設組合負担金、臨時福祉給付金が減額

しているものの、平成26年度に整備に着手した高度情報基盤整備事業により整備した端末機の利用負担金の追加、静岡地域消防救急無線デジタル化整備事業費負担金、コミュニティ施設整備事業費補助金、ごみ収集運搬委託料の増額などにより1,750万5,000円の増で、構成比は13.02%を占めています。

項目別に歳出から説明をさせていただきます。

資料10ページをごらんください。

第1款議会費は、7,783万7,000円です。前年度と比べ412万4,000円の増額です。議員共済会負担金の負担比率変更による増額が主なものです。

第2款総務費は、10億920万1,000円です。前年度と比べ13億6,901万9,000円の減額です。総務管理費において、合併10周年記念イベントの関係経費の追加、統一的な基準による地方公会計の整備及び公共施設等の総合的な管理のために、平成27年度と平成28年度で整備予定の町有資産に係る固定資産台帳の整備及び公共施設総合管理計画策定のための経費の追加、健康増進施設の耐震補強、改修工事費の追加、企画において、高度情報基盤整備事業により整備した施設の本格的な運用と利活用などにより、地域活性化の促進を図ります。また、いやしの里づくり事業費補助金の活用などにより、特色ある地域づくりや元気で活力に満ちたまちづくりを目指します。

資料12ページをごらんください。

第3款民生費は、13億634万5,000円です。前年度と比べ2,118万1,000円の増額です。子育て支援センター運営経費や放課後児童クラブの事業の実施、外出支援サービス事業や在宅高齢者配食サービス事業の実施など、福祉サービスの充実により、子供からお年寄りまで安心して生活できる福祉の環境づくりに努めます。

資料13ページをごらんください。

第4款衛生費は、6億8,255万6,000円です。前年度と比べ1,426万7,000円の増額です。子ども医療費助成事業において、対象者を高校3年生相当まで拡大し、子育てを応援する地域づくりに努めます。また、インフルエンザ予防接種の負担軽減に取り組んでいます。また、各種予防接種助成費、がん検診等健康づくり事業の実施、町内診療機関の施設整備により安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は191万8,000円です。

資料14ページをごらんください。

第6款農林水産業費は、5億2,658万3,000円です。前年度と比べ1,223万1,000円の減額となります。婚姻届出者に茶器セットの贈呈をする経費や、茶草場農法実践者支援事業費補助金、民有林間伐林業委託料などを計上し、また、林道整備などにより茶業・林業の振興を図ります。

資料15ページをごらんください。

第7款商工費は、3億2,706万8,000円です。前年度と比べ1,597万6,000円の増額です。こ

のうち商工業振興費として、昨年度に引き続き、町内建築事業者等の支援を目的とした住宅リフォーム推進事業費補助金や商工事業者の店舗施設改修等を支援するおもてなしの店づくり事業費補助金を盛り込んでおります。また、ユネスコエコパークの理念の普及・啓発をはじめとする取り組みのさらなる推進を図るための経費のほか、キャンプ場をはじめとする観光施設等の維持管理に要する経費や様々な観光施策に取り組むための経費により、多くの方々から選ばれる観光地としての展開を図ってまいります。

第8款土木費は、3億7,189万5,000円です。前年度と比べ4,115万2,000円の増額です。道路維持費で、町道10路線、道路新設改良費で町道5路線の修繕改良事業工事費を計上しており、国道・県道整備促進とあわせて、町道や急傾斜地対策等の推進により、快適で安全な社会資本整備に努めます。

16ページをごらんください。

第9款消防費は、7億4,857万4,000円です。前年度比べ3億2,738万2,000円の増額です。常備消防費において、平成28年4月に実現する消防救急広域化のための経費の計上や消防施設において、奥泉地区の消防団詰所の建設工事費の計上、災害対策において、北部地域のデジタル防災行政無線システム整備経費を計上し、災害対策の充実により災害に強いまちづくりを目指します。

16、17ページをごらんください。

第10款教育費は、6億9,268万2,000円です。前年度と比べ、1億142万5,000円の増額です。平成26年度に策定した教育ビジョン、学校教育ビジョンと社会教育ビジョンの実践や、小中学校体育館天井等落下防止工事の実施、小中学校の施設整備や教育振興のための経費、中川根南部小学校、中川根第一小学校の複式学級対応のための講師配置、各学校への支援員の配置など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、社会体育施設の充実などにより、町の教育環境の向上に努めていきたいと思っております。

資料17ページをごらんください。

第11款災害復旧費は、2,290万2,000円です。前年度と比べ555万円の増額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、6億7,943万9,000円です。前年度と比べ3億8,381万3,000円の減額です。これは縁故債の繰上償還の終了によるものであります。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上いたしました。

続きまして、歳入です。

資料の4ページをごらんください。

第1款町税は、13億1,468万9,000円です。前年度と比べ360万8,000円の増額です。個人の町民税の所得割が平成26年度当初予算時の見込み額より当初調定額が増となったことを考慮し、平成27年度を試算した結果、増額となりました。また、固定資産税については、大規模償却資産については増額となりますが、減価償却等により国有資産等所在市町村交付金につ

いては減額となります。

第2款地方譲与税は、4,600万円です。前年度と比べ100万円の減額です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

資料5ページをごらんください。

第6款地方消費税交付金は、9,200万円です。前年度と同額となります。

第7款自動車取得税交付金は、850万円です。

第8款地方特例交付金は、150万円です。前年度と比較し50万円の減額となります。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となります。

第9款地方交付税は、24億円です。県から示された普通交付税等の試算により、普通交付税は23億円、特別交付税は固定資産台帳の整備部分等の交付を見込んだため、ルール分として1億円を計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、3,723万7,000円です。前年度対比470万2,000円の増額です。飲料水供給施設工事分担金の増額や保育所保育料の増額によるものです。

資料6ページをごらんください。

第12款使用料及び手数料は、5,926万2,000円です。前年度対比93万3,000円の増額です。

資料6ページ、7ページをごらんください。

第13款国庫支出金は、2億8,417万5,000円です。前年度対比4億4,771万3,000円の減額です。保育所施設型給付費負担金の増額、児童手当国庫負担金の減額、高度情報基盤整備事業に係る補助金の減額、臨時福祉給付金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事務費補助金の減額が主な理由です。

7ページをごらんください。

第14款県支出金は、3億5,740万2,000円です。前年度対比1億7,101万円の減額です。保険基盤安定負担金の減額、高度情報基盤整備事業に係る補助金の大幅な減額、保育対策等促進事業費補助金、子育て支援事業費補助金の減額、林道事業費補助金の減額、TOUKA I-0総合支援事業費補助金の増額及び急傾斜地崩壊対策事業費補助金の追加、観光施設等の整備に係る補助金の追加、統計調査費委託金の増額が主な理由であります。

第15款財産収入は、3,294万3,000円です。前年度対比622万8,000円の増額です。町有林ヒラト造林事業に係る売払収入の増額によるものです。

8ページをごらんください。

第16款寄附金は3,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、7億4,420万4,000円です。前年度対比1億7,703万6,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3万5,000円です。基金繰入金が7億4,416万9,000円です。前

年度対比 1 億7,703万4,000円の減額です。財政調整基金繰入金は 1 億4,265万9,000円の増額です。減債基金繰入金は 3 億7,145万8,000円の減額で、縁故債の繰上償還の終了により減額となっております。まちづくり基金繰入金は510万円の減額です。いやしの里づくり事業、千年の学校運営事業、英語指導助手委託事業、川根本町教育ビジョン推進事業、小中学校の管理経費、文化会館運営経費として繰り入れを予定しております。林業振興基金繰入金は、2,873万7,000円の増額で、桑野山貯木場用地購入財源として繰り入れのための増額となっております。長島ダム水源地域振興及び環境・水源地保全基金は、1,514万4,000円の増額で、元ニュー久保山施設解体工事費や接岨峡温泉ポンプ改修工事等に充当する予定です。地域振興基金繰入金は、1,200万円の増額です。高度情報基盤整備事業の本格的な運用及び利活用に係る経費、おもてなしの店づくり整備事業、住宅リフォーム推進事業費補助金などの経費として繰り入れを予定しております。緊急地震対策事業基金繰入金は、3,148万4,000円の増額です。地震対策などの経費に充当する予定です。そのほか、社会福祉基金から9,210万円など、それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れにより事業の展開を図ってまいります。

第18款繰越金は、1 億円です。前年度と同額であります。

8 ページ、9 ページをごらんください。

第19款諸収入は、1 億1,058万5,000円です。前年度対比868万8,000円の増額です。雑入の主な歳入としては、財団法人市町村振興協会市町村交付金583万7,000円、コミュニティ助成金110万円、在宅高齢者配食サービス事業一部負担金288万円、外出支援サービス利用料696万円、消防団員退職報償金負担金795万1,000円、静岡地域消防救急広域化に伴う整備に事業に係る市町村振興協会助成金2,375万7,000円です。

9 ページをごらんください。

20款町債は、8 億6,930万円です。前年度対比 5 億1,090万円の減額です。過疎対策事業債が 2 億1,700万円、公共事業等事業債が3,820万円、合併特例債が 3 億350万円、緊急防災・減災事業債が7,560万円、臨時財政対策債は、2 億3,500万円です。

以上が平成27年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第25号です。平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,950万円で、前年度と比べ7,350万円の増額です。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の43ページをごらんください。

第 1 款総務費は、2,845万3,000円です。

主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

資料43ページ、44ページをごらんください。

第2款保険給付費は、6億4,120万円です。医療給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しております。

44ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,695万円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として15万4,000円です。

第5款老人保健拠出金は、8,000円です。

第6款介護納付金は、5,162万2,000円です。

45ページをごらんください。

共同事業拠出金は、2億1,073万6,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しております。

第8款保健事業費は、1,423万7,000円です。第1項特定健康診査等事業費は特定健診及び特定保健指導費用等を計上しております。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、1,393万6,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

資料46ページをごらんください。

第11款諸支出金は、220万2,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

資料の40ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、1億8,266万7,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億7,181万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は、8,455万4,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億9,173万円です。

41ページをごらんください。

県支出金は、4,697万7,000円です。

第7款共同事業交付金は、1億8,577万3,000円です。

第8款財産収入は、3万6,000円です。

第9款繰入金は、7,692万4,000円です。一般会計繰入金が7,692万1,000円で、基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

資料42ページをごらんください。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第26号です。平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,900万円で、前年度と比べ800万円の減額です。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の50ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,884万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

歳入でございます。

資料の49ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,343万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,540万8,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置でございます。

以上が平成27年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第27号です。平成27年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億230万円で、前年度と比べ3,080万円の減額です。27年度からスタートする第6期介護保険事業計画の1年目となります。居宅介護サービス、施設介護サービス等の伸びにより、対前年2.5%の減となっています。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の56ページをごらんください。

第1款総務費は、4,386万円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、11億2,004万7,000円です。

57ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、1,823万5,000円です。

第5款地域支援事業費は、2,009万6,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を实践する経費などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、6万円です。

次に、歳入でございます。

53ページをごらんください。

保険料は、2億2,148万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万2,000円です。

第3款国庫支出金は、3億757万6,000円です。

第4款支払基金交付金は、3億1,540万3,000円です。

資料54ページをごらんください。

第5款県支出金は、1億7,067万6,000円です。

第6款財産収入は、1,000円です。

第7款繰入金は、1億8,702万7,000円です。一般会計繰入金1億8,702万7,000円となっております。

55ページをごらんください。

第8款繰越金は、1,000円です。科目設置です。

第9款資諸収入は、10万6,000円です。

以上が平成27年度介護保険事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第28号です。平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億180万円で、前年度と比べ1,530万円の増額です。大規模事業である本川根北部奥泉簡易水道施設整備事業及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事の施工を予定しておりますので増額となっております。

歳出から説明をさせていただきます。

62ページをごらんください。

第1款総務費は、3,426万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第3款水道事業費は、1億6,079万6,000円です。第1項水道管理費には水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを計上しております。第2項水道建設費には本川根北部（奥泉）簡易水道設備工事及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事を計上しております。

第3款基金積立金は、2万3,000円です。

第4款公債費は、1億573万4,000円です。過疎対策債、簡易水道債の元金及び利子の支払いです。

第5款諸支出金は、1,000円で、一般会計への繰出金の科目設置を計上させていただきました。

第6款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

61ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億957万4,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、2万3,000円です。

第4款繰入金は、1億4,480万1,000円です。一般会計繰入金は1億1,759万8,000円です。移設建設費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,720万3,000円です。

60ページをごらんください。

繰越金は、210万円です。

第6款諸収入は、1万2,000円です。

第7款町債は、4,520万円です。本川根北部（奥泉）簡易水道施設整備事業及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事に充当するため、過疎対策債及び簡易水道事業債の起債を予定しております。

以上が平成27年度簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第29号です。平成27年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,450万円で、前年度と比べ970万円の減額です。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものであります。歳出から説明をさせていただきます。

67ページをごらんください。

第1款総務費は、1,027万4,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、2,411万6,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替工事、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものであります。

第3款基金管理費は、1万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入です。

66ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、408万3,000円です。

第2款財産収入は、1万円です。

第3款繰入金は、3,030万3,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成27年度温泉業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第30号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,480万円で、前年度と比べ10万円の減額です。現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し、対応できるような予算とさせていただいております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の72ページをごらんください。

第1款総務費は、3,289万3,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費と診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、医師及び職員の研修に関する経費を計上させていただきます。

第2款医業費は、1,175万6,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入です。

資料の70ページをごらんください。

第1款診療収入は、2,812万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、1,655万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

資料71ページをごらんください。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成27年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

大変御苦労さまでした。

○議長（中田隆幸君） 42分間の予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第24号から議案第30号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第30号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

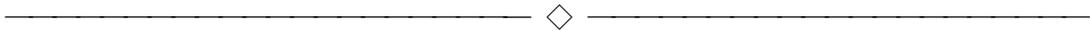
お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月4日から3月17日までの14日間を休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月17日までの14日間、休会とすることに決定しました。



◎散 会

○議長(中田隆幸君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時55分